

工事請負契約について(相模原市文化会館大ホール特定天井等改修工事)  
次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 工事の名称  
相模原市文化会館大ホール特定天井等改修工事
- 2 工事の場所  
相模原市南区相模大野4丁目4番1号
- 3 契約金額  
748,000,000円
- 4 契約の相手方  
相模原市南区上鶴間7丁目2番11号  
古木建設株式会社  
代表取締役 古木賢治
- 5 履行期限  
本契約締結の日から370日以内
- 6 契約締結の方法  
条件付一般競争入札(総合評価方式)

#### 提案の理由

相模原市文化会館大ホール特定天井等改修工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

**相模原市文化会館大ホール特定天井等改修工事の概要**

**1 特定天井改修工事**

- (1) 天井内部の補強工事
- (2) 客席可変装置下部の天井改修工事

**2 内部改修工事**

- (1) 床、壁及び天井内装工事
- (2) 搬入口の扉及びシャッター改修工事

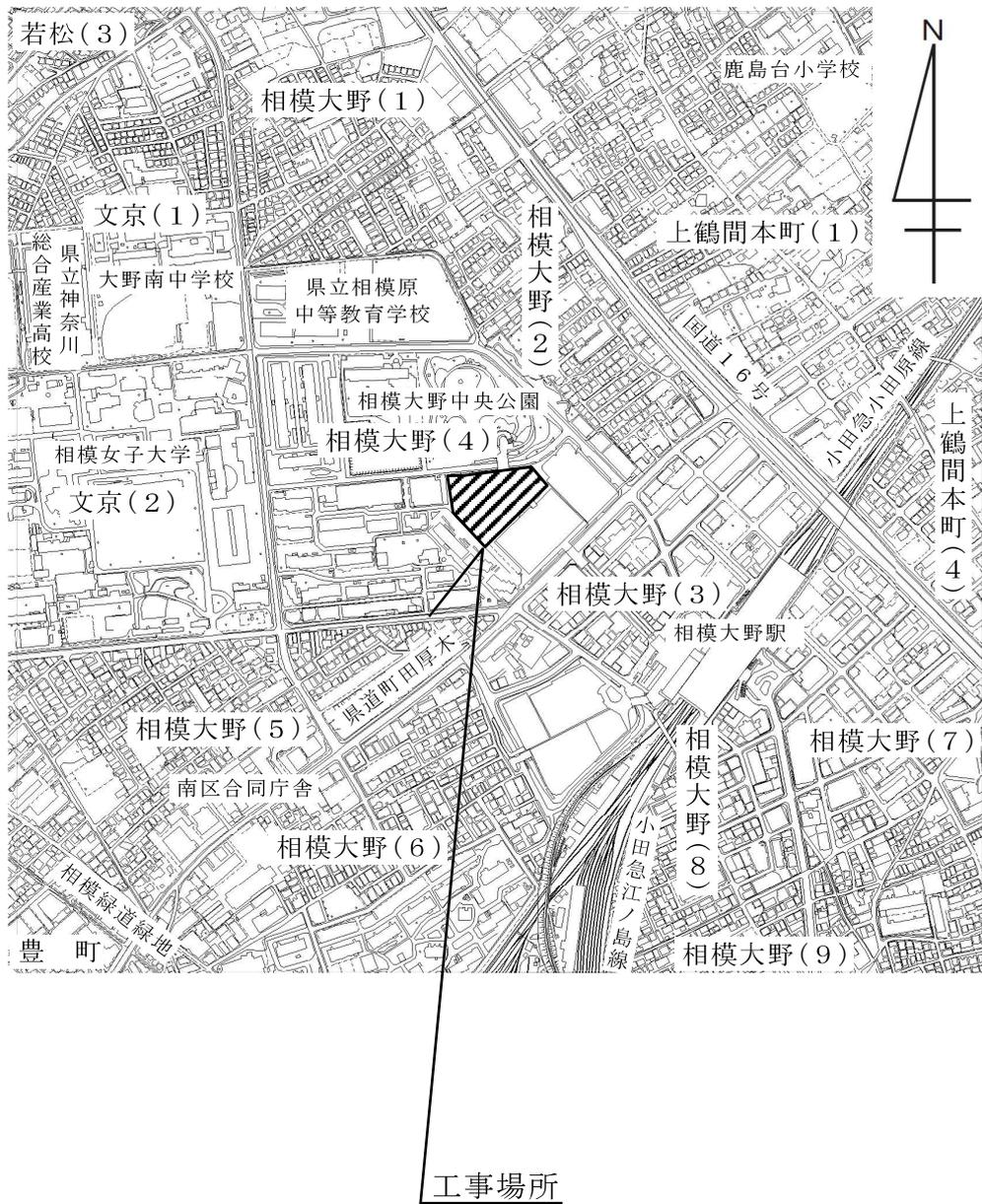
**3 客席改修工事**

- (1) 座部の自動緩起立装置改修工事
- (2) 布地張り替え工事
- (3) 手掛け取付工事

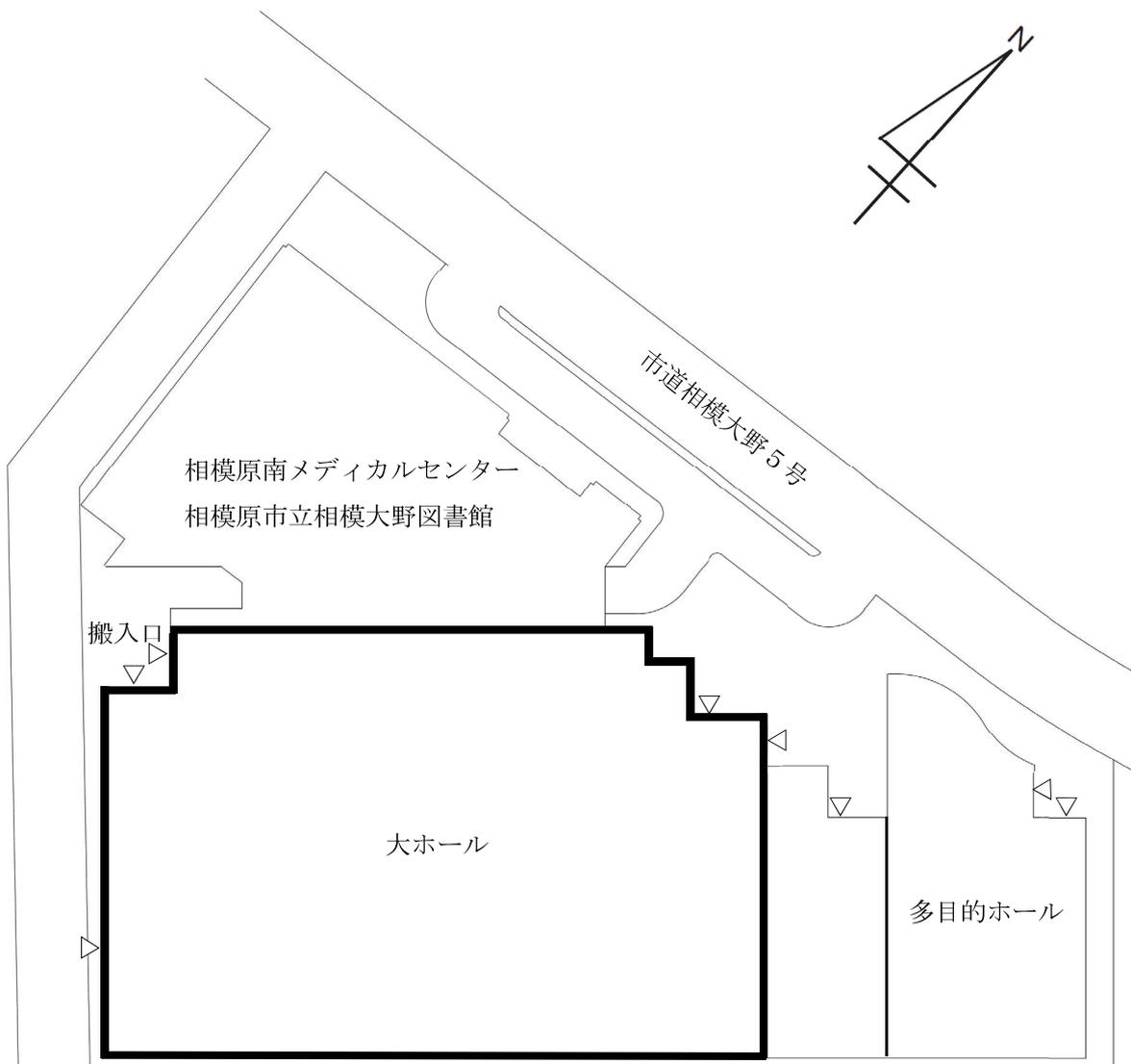
**4 機械設備工事**

給湯設備、空調設備等の改修工事

# 案内図



# 配置図



## 凡例

 工事部分

### 施設の概要(大ホール部分)

設置年月日	平成2年1月8日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階建
延べ床面積	9,953.81㎡

議案第 38 号関係資料(その 3)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市南区上鶴間 7 丁目 2 番 1 1 号  
古木建設株式会社

2 代表者

代表取締役 古木 賢治

3 資本金

90,000 千円

4 従業員数

31 人

5 年間工事完成高

1,813,140 千円

6 建設業法による許可の番号及び年月日

神奈川県知事許可(特-3)第 1 号  
令和 3 年 5 月 13 日

7 営業年数

64 年

8 最近における主な受注工事

発注者	大 和 市	神 奈 川 県
工事名	旧市営緑野住宅跡地施設整備工事(建築)	上鶴間高校南棟改修及び耐震補強工事(建築)
受注金額	1,728,000 千円 (518,400 千円)	389,887 千円
施工期	平成 29 年 6 月～平成 30 年 7 月	令和 3 年 9 月～令和 4 年 6 月

※ 受注金額欄の( )内の金額は、共同企業体の出資比率に応じた請負分である。

議案第 38 号関係資料(その 4)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	相模原市南区上鶴間 7 丁目 2 番 11 号 古木建設株式会社	代表取締役 古木 賢治	千円 90,000	千円 1,813,140
2	相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 14 番 7 号 株式会社櫻内工務店	代表取締役 櫻内 康裕	62,500	2,336,207
3	相模原市南区松が枝町 4 番 5 号 株式会社中島建設	代表取締役 中島 一弘	50,000	3,286,788

議案第38号関係資料(その5)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	古木建設株式会社	117.0	円 680,000,000	0.1720	1	落札
2	株式会社櫻内工務店		768,000,000			予定価格超過
3	株式会社中島建設					辞退

※ 開札日時 令和7年12月15日 午前9時00分

※ 予定価格 681,610,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 639,850,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 627,053,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

工事請負契約の変更について(旧東清掃事業所解体工事)

令和 6 年 3 月 19 日相模原市議会第 2 回定例会令和 6 年 3 月定例会議において議案第 33 号として議決を経て契約し、令和 7 年 5 月 22 日地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行った工事請負契約(旧東清掃事業所解体工事)について、契約金額「951,814,600 円」を「1,113,569,600 円」に変更する。

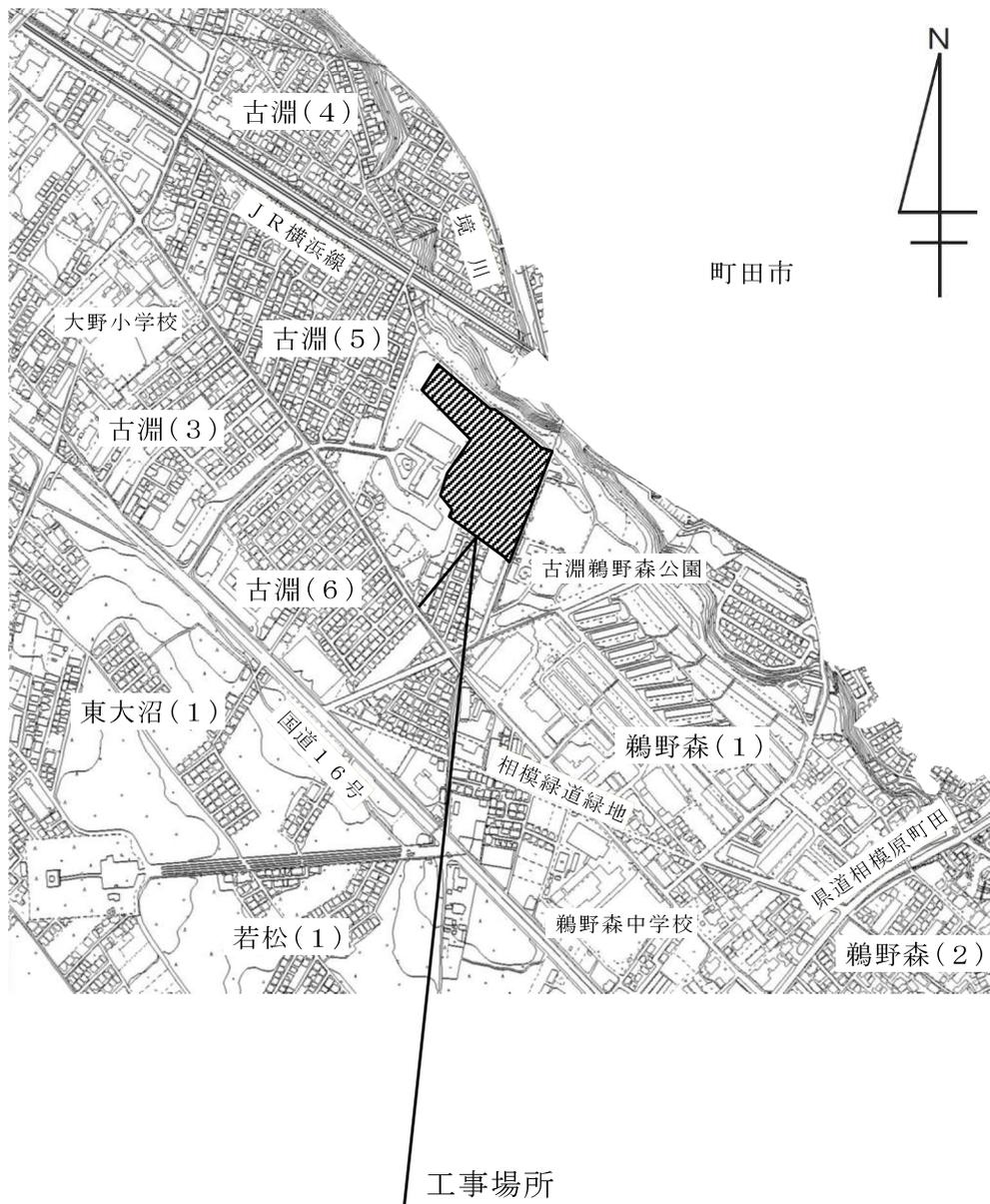
令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

提案の理由

解体する地中構造物の中に残存していたダイオキシン類を含む焼却灰の撤去等及びポリ塩化ビフェニルを含む液体の暫定保管等に係る費用を増額する必要が生じたため、契約金額を変更いたしたく提案するものである。

# 案内図



議案第 39 号関係資料(その 2)

契約の概要

工 事 の 場 所	相模原市南区古淵 5 丁目 3 3 番 1 号	
契 約 の 相 手 方	横浜市中区太田町 1 丁目 1 5 番地 東亜建設工業・入江建設共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社横浜支店 執行役員支店長 堀越 研司	
本契約締結年月日	令和 6 年 3 月 1 9 日	
履 行 期 限	本契約締結の日から 9 3 0 日以内 (令和 8 年 9 月 3 0 日)	
	変更前の契約金額	変更後の契約金額
	9 5 1 , 8 1 4 , 6 0 0 円	1 , 1 1 3 , 5 6 9 , 6 0 0 円 (議決契約金額から 1 7 6 , 3 6 9 , 6 0 0 円の増額)

※ 契約金額の変更の経緯

9 3 7 , 2 0 0 , 0 0 0 円(令和 6 年 3 月 1 9 日議決)

9 5 1 , 8 1 4 , 6 0 0 円(令和 7 年 5 月 2 2 日専決処分)

### 契約変更の理由

次に掲げる理由により契約金額を変更(161,755,000円の増額)するものである。

- (1) 解体する地中構造物(灰ピット)の中に残存していた焼却灰からダイオキシン類が検出されたことに伴い、当該焼却灰の撤去、飛散防止等の措置を講ずるため、これらに係る費用を増額する必要性が生じた。

(137,713,400円の増額)

- (2) 解体する地中構造物(ごみピット)の中に残存していた液体からポリ塩化ビフェニルが検出されたことに伴い、当該液体の暫定保管、分析等及び土壌調査を行うため、これらに係る費用を増額する必要性が生じた。

(24,041,600円の増額)

包括外部監査契約の締結について  
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 契約の目的  
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期  
令和8年4月1日
- 3 契約金額  
15,290,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方  
住所 川崎市宮前区犬蔵2丁目3番53-5号  
氏名 渡部 淳一  
資格 公認会計士

#### 提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により提案するものである。

議案第40号関係資料

渡部 淳一 略歴

1 生年月日

昭和58年8月27日

2 公認会計士登録

平成23年9月20日 登録番号 第26649号

3 学歴

平成18年3月 専修大学商学部卒業

4 経歴

平成19年12月 ) 有限責任監査法人トーマツ勤務  
令和4年10月 )

令和4年11月 渡部淳一公認会計士事務所開設(現在に至る。)  
一般社団法人行政経営支援機構代表理事(現在に至る。)

令和4年11月 ) 山形県包括外部監査人補助者  
令和5年3月 )

令和5年5月 ) 相模原市包括外部監査人補助者  
令和6年3月 )

令和5年6月 ) 山形県包括外部監査人補助者  
令和6年3月 )

令和6年1月 板橋監査法人勤務(現在に至る。)

令和6年5月 ) 相模原市包括外部監査人補助者  
令和7年3月 )

令和6年6月 ) 山形県包括外部監査人補助者  
令和7年3月 )

令和7年4月 相模原市包括外部監査人(現在に至る。)

議案第41号

事業契約の変更について((仮称)北部学校給食センター整備・運営事業)  
令和6年12月19日相模原市議会定例会12月定例会議において議案第  
124号として議決を経て契約した事業契約((仮称)北部学校給食センター  
整備・運営事業)について、契約金額「14,152,528,199円」を  
「14,546,427,641円」に変更する。

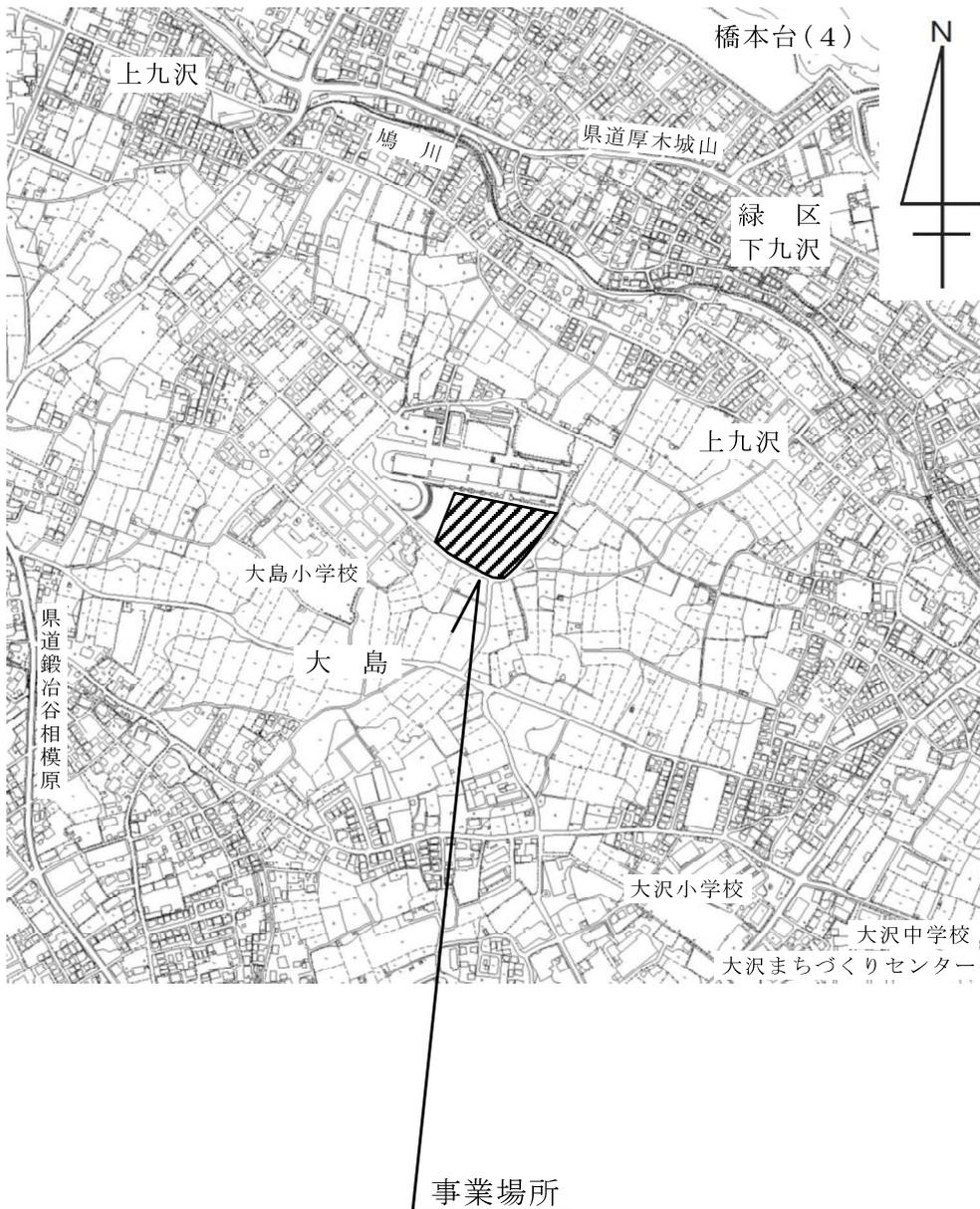
令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

物価の変動等に伴い、施設整備並びに維持管理及び運営に係る対価を増額する  
必要が生じたため、契約金額を変更いたしたく提案するものである。

# 案内図



議案第 4 1 号関係資料(その 2)

契約の概要

事業の場所	相模原市緑区大島 1 2 2 9 番 7 5 ほか	
契約の相手方	相模原市南区松が枝町 4 番 5 号 株式会社相模原学校給食サービス 代表取締役 本橋 護	
本契約締結年月日	令和 6 年 1 2 月 1 9 日	
契約期間	本契約締結の日から令和 2 3 年 7 月 3 1 日まで	
	変更前の契約金額	変更後の契約金額
	1 4, 1 5 2, 5 2 8, 1 9 9 円	1 4, 5 4 6, 4 2 7, 6 4 1 円

### 契約変更の理由

次に掲げる理由により契約金額を変更(393,899,442円の増額)するものである。

- (1) 施設整備に係る対価について、直接工事費、共通費等に係る工事の施工に要する経費等を対象として、物価の変動等に対応するため、一定の指標を用いて改定を行うこととしており、当該指標に当該対価の増額改定を要する変動があったことから、これを増額する必要が生じた。

(171,261,761円の増額)

- (2) 維持管理及び運営に係る対価について、施設の維持管理及び調理、配送等の運営に要する経費を対象として、物価の変動に対応するため、一定の指標を用いて改定を行うこととしており、当該指標に当該対価の増額改定を要する変動があったことから、これを増額する必要が生じた。

(222,637,681円の増額)

和解について(損害賠償請求事件)

県道相模原立川及び市道下九沢富士見の交差点で発生した交通事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 和解の相手方

- 甲 市内在住者
- 乙 市内在住者
- 丙 市内在住者
- 丁 市内在住者
- 戊 市内在住者
- 己 市内在住者
- 庚 市内在住者
- 辛 市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 本市は、甲、乙、丙、丁、戊及び己(以下「甲ら」という。)に対し、令和 5 年 1 月 7 日午前 5 時 1 6 分頃、相模原市中央区横山 1 丁目 1 番先の県道相模原立川において、本市救急自動車(相模 8 3 0 と 3 0 0、相模原消防署警備課職員運転)が交差点を緊急走行していた際、右方向から市道下九沢富士見を青信号で直進してきた甲の配偶者かつ乙、丙、丁、戊及び己の父かつ庚及び辛(以下「利害関係人」という。)の子である者(以下「本件事故当事者」という。)の自動二輪車と衝突し、当該自動二輪車が破損し、本件事故当事者が死亡した事故(以下「本件事故」という。)による物的損害賠償債務として、金 1 0 0, 0 0 0 円の支払義務があることを認める。なお、内訳は、次のとおりとする。

- ア 甲に対して金 5 0, 0 0 0 円
- イ 乙に対して金 1 0, 0 0 0 円

ウ 丙に対して金10,000円

エ 丁に対して金10,000円

オ 戊に対して金10,000円

カ 己に対して金10,000円

(2) 本市は、甲らに対し、本件事故による人的損害賠償債務(固有の慰謝料を含む。)として、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づき支払済みである金24,960,000円を除き、金1,536,000円の支払義務があることを認める。なお、内訳は、次のとおりとする。

ア 甲に対して金686,000円

イ 乙に対して金170,000円

ウ 丙に対して金170,000円

エ 丁に対して金170,000円

オ 戊に対して金170,000円

カ 己に対して金170,000円

(3) 本市は、甲らに対し、(1)及び(2)の金員の合計を、令和8年5月15日までに支払う。

(4) 本市は、利害関係人に対し、本件事故による人的損害賠償債務(固有の慰謝料を含む。)として、金64,000円の支払義務があることを認める。なお、内訳は、次のとおりとする。

ア 庚に対して金32,000円

イ 辛に対して金32,000円

(5) 本市は、利害関係人に対し、(4)の金員を、令和8年5月15日までに支払う。

(6) 甲らは、本市に対するその余の請求を放棄する。

(7) 甲ら及び利害関係人並びに本市は、甲ら及び利害関係人並びに本市の間には、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

### 3 和解の方法

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第89条第1項の規定による訴訟上の和解により行う。

#### 4 事件の概要

- (1) 甲らは、本件事故を原因とし、令和6年8月26日に本市に対し、本件事故に伴う本件事故当事者の損害として甲らが相続した治療費等、死亡逸失利益、死亡慰謝料及び物損、甲の損害としての葬儀代等及び慰謝料、乙、丙、丁、戊及び己の損害としての慰謝料並びに弁護士費用相当額として金28,567,021円及びこれに対する令和5年9月6日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求める訴えを横浜地方裁判所相模原支部に提起した。
- (2) 審理の中で、横浜地方裁判所相模原支部から本市及び甲らに対して民事訴訟法第89条第1項の規定による和解の試みがなされるとともに、利害関係人が訴訟に参加し、令和8年2月3日に和解案が提示された。

#### 提案の理由

県道相模原立川及び市道下九沢富士見の交差点で発生した交通事故に係る損害賠償請求事件について和解いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

損害賠償額の決定について  
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

1 9, 2 2 4, 0 0 0 円

2 相手方

東京都板橋区坂下 1 丁目

富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部首都圏支店

3 事案の概要等

- (1) 本市と相手方は、平成 2 8 年 1 月 1 9 日付けで同日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までを契約期間とした戸籍システム開発・保守・運用業務の委託に係る契約(以下「本件契約」という。)を締結した。
- (2) 本市は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和 3 年法律第 4 0 号)に基づき、令和 7 年 1 0 月 1 日から戸籍に関する事務の処理に係る情報システムを標準化基準に適合した情報システムに移行するため、相手方に対し、同年 9 月 1 0 日付けで本件契約の解除について通知し、本市と相手方は、同月 3 0 日付けで本件契約の解除について合意した。
- (3) 本件契約の解除により、システム開発経費等の一部について相手方に損害が生じたものである。  
(本市の責任割合 1 0 0 %)

提案の理由

契約の解除による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

損害賠償額の決定について  
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

1, 2 6 1, 8 1 2 円

2 被害者

市外在住者

3 事故の概要等

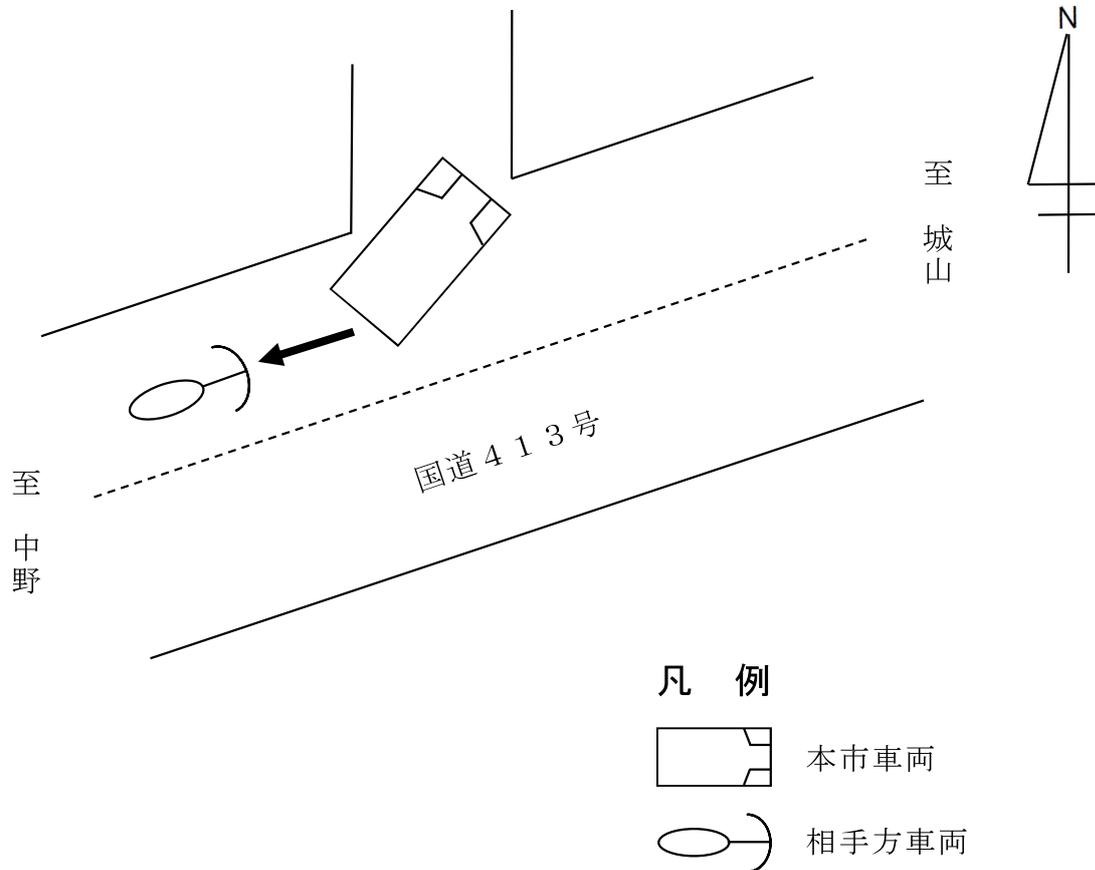
令和 7 年 2 月 6 日午後 6 時 3 5 分頃、相模原市緑区太井 1 0 9 番 8 先の国道において、本市普通乗用車(相模 3 0 2 す 7 6 7 7、管財課職員運転)が方向転換するため後退した際、後方に停車していた被害者の自動二輪車に接触して破損させ、被害者を負傷させたものである。

(本市の責任割合 1 0 0 %)

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

### 1 事故発生場所



### 2 相手方の被害

右肩部筋痛、右膝<sup>じん</sup>靱帯損傷、右変形性膝関節症、右脛骨<sup>けい</sup>骨折、左膝関節内側側副靱帯損傷、左膝捻挫、左足捻挫、左内果骨挫傷及び休業損害

(治療期間 令和7年2月6日から同年4月24日まで)

自動二輪車ハンドル、マフラー等破損及びヘルメット破損

### 3 損害賠償額

1,261,812円

損害賠償額の決定について  
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

甲 5, 2 6 2, 6 9 1 円

2 被害者

甲 市内在住者

3 事故の概要等

令和 7 年 5 月 2 日午後 7 時頃、相模原市南区西大沼 3 丁目 1 8 番地内の本市が維持管理している相模原近郊緑地特別保全地区の樹木が、腐朽により倒れ、当該地区内の市道を走行していた甲が運転する普通乗用車に当たり、ルーフ等を破損させ、同乗していた乙を負傷させたものである。

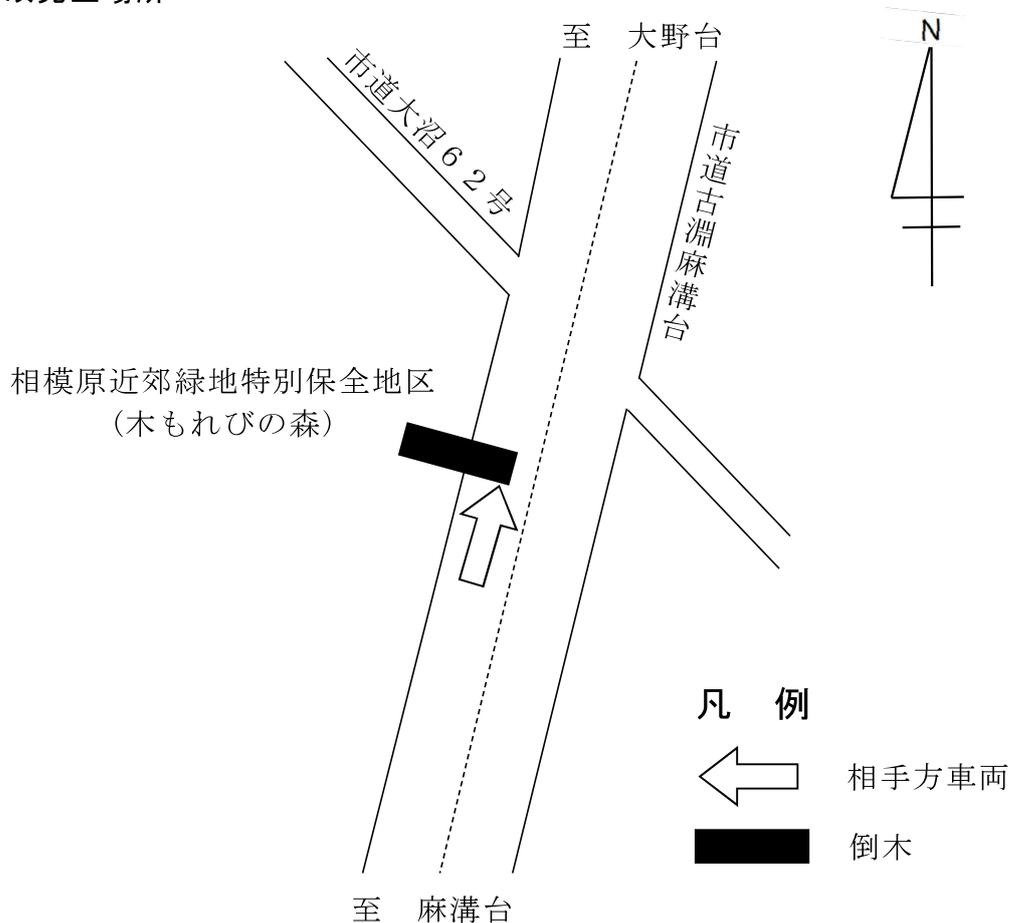
(甲に対する本市の責任割合 1 0 0 %)

なお、乙に対する損害賠償額の決定については、令和 8 年 1 月 2 7 日地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分を行い、本定例会議において報告第 3 号として提出している。

提案の理由

市が維持管理する近郊緑地特別保全地区の管理<sup>かし</sup>瑕疵による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

### 1 事故発生場所



### 2 相手方の被害

甲 普通乗用車ルーフ、ヘッドランプ、フロントガラス、フロントドア等破損

### 3 損害賠償額等

甲 5, 262, 691円

(このうち、4, 105, 829円については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が甲に対して保険契約に基づく保険金を支払ったことにより、甲の有する損害賠償請求権を取得していることから、同社に対して支払うものである。)

指定管理者の指定について(相模原市立北市民健康文化センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立北市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
名称 北市民健康文化センター運営共同事業体
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

北市民健康文化センター運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 東京都江東区大島1丁目9番8号  
 株式会社フクシ・エンタープライズ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和58年4月27日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 60名	
株式会社フクシ・エンタープライズ	役員 9名	資本金 50,000千円
	従業員 2,350名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社フクシ・ エンタープライズ	ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営 イ 健康増進施設の管理・運営 ウ 温浴施設の管理・運営 エ スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務 オ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導 カ 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導 キ 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売 ク 運動機器等の保守点検業務 ケ 建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検 コ 水質検査業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から令和6年3月まで)

	<p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者 (アについては平成21年4月から、イ及びウについては平成26年4月から)</p>
<p>株式会社フクシ・ エンタープライズ</p>	<p>ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者 (平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 北区立元気ぶらざ及び北区志茂老人いこいの家の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 多摩市立総合体育館及び多摩市体育施設の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考について

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考に当たっては、公募及び選考委員会の設置を行わず、相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)附則第4項及び第5項の規定により令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者として指定された北市民健康文化センター運営共同事業体(以下「候補団体」という。)に申請書類の提出を求め、指定の基準に適合しているものとして選考した。

### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)アのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 現在の相模原市立北市民健康文化センターの管理運営の状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者として指定されたもの

#### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 令和7年12月23日

イ 申請の受付 令和8年1月5日から同月13日まで

#### (3) 選考

候補団体から提出された申請書類の内容を踏まえ、評価基準に基づき採点を行った。

ア 評価基準・評価結果

候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	5	4
	管理運営方針	10	6
	地域活性化	5	4
	計画事業(自主事業を除く。)	10	6
	自主事業	10	8
	利用者ニーズ	5	4
	維持管理計画	10	8
	人員配置	5	3
	安全管理及び緊急時の対応	10	8
	適正な管理・経理	5	3
小計		75	54
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	10	8
	指定管理料の削減	10	6
	利益の還元	5	5
	小計	25	19
合計		100	73

備考 事業計画及び収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、60点とした。

イ 管理能力に係る評価

令和7年7月に実施した相模原市立北市民健康文化センターの管理運営状況に係るモニタリングにおいて、候補団体による業務は適正に実施されているものと評価しており、継続的な管理運営が期待できるものと評価した。

市道の認定について  
次のとおり、市道の路線を認定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
相原 329 号	緑区相原 5 丁目 534 番 45 地先	緑区相原 5 丁目 534 番 42 地先	5.0	99	別図 1
二本松 105 号	緑区二本松 1 丁目 1210 番 742 地先	緑区二本松 1 丁目 1210 番 744 地先	4.5 ～ 5.0	39	別図 2
東橋本 111 号	緑区東橋本 4 丁目 1250 番 3 地先	緑区東橋本 4 丁目 1248 番 30 地先	4.5 ～ 6.0	54	別図 3
清新 76 号	中央区清新 6 丁目 93 番 50 地先	中央区清新 6 丁目 93 番 54 地先	4.5	39	別図 4
田名 1206 号	中央区田名 2715 番 17 地先	中央区田名 2715 番 22 地先	4.5	52	別図 5
田名 1207 号	中央区田名 4530 番 7 地先	中央区田名 4530 番 10 地先	4.5 ～ 5.0	71	別図 6
田名 1208 号	中央区田名 4949 番 8 地先	中央区田名 4949 番 16 地先	5.0	70	別図 7
田名 1209 号	中央区田名 6114 番 5 地先	中央区田名 6114 番 9 地先	4.0 ～ 4.5	39	別図 8
淵野辺本町 49 号	中央区淵野辺本町 1 丁目 73 番 15 地先	中央区淵野辺本町 1 丁目 75 番 14 地先	5.0	44	別図 9
淵野辺本町 50 号	中央区淵野辺本町 3 丁目 583 番 3 地先	中央区淵野辺本町 3 丁目 583 番 10 地先	4.0 ～ 5.0	64	別図 10
大野台 261 号	南区大野台 5 丁目 2531 番 16 地先	南区大野台 5 丁目 2531 番 11 地先	5.0 ～ 6.0	80	別図 11

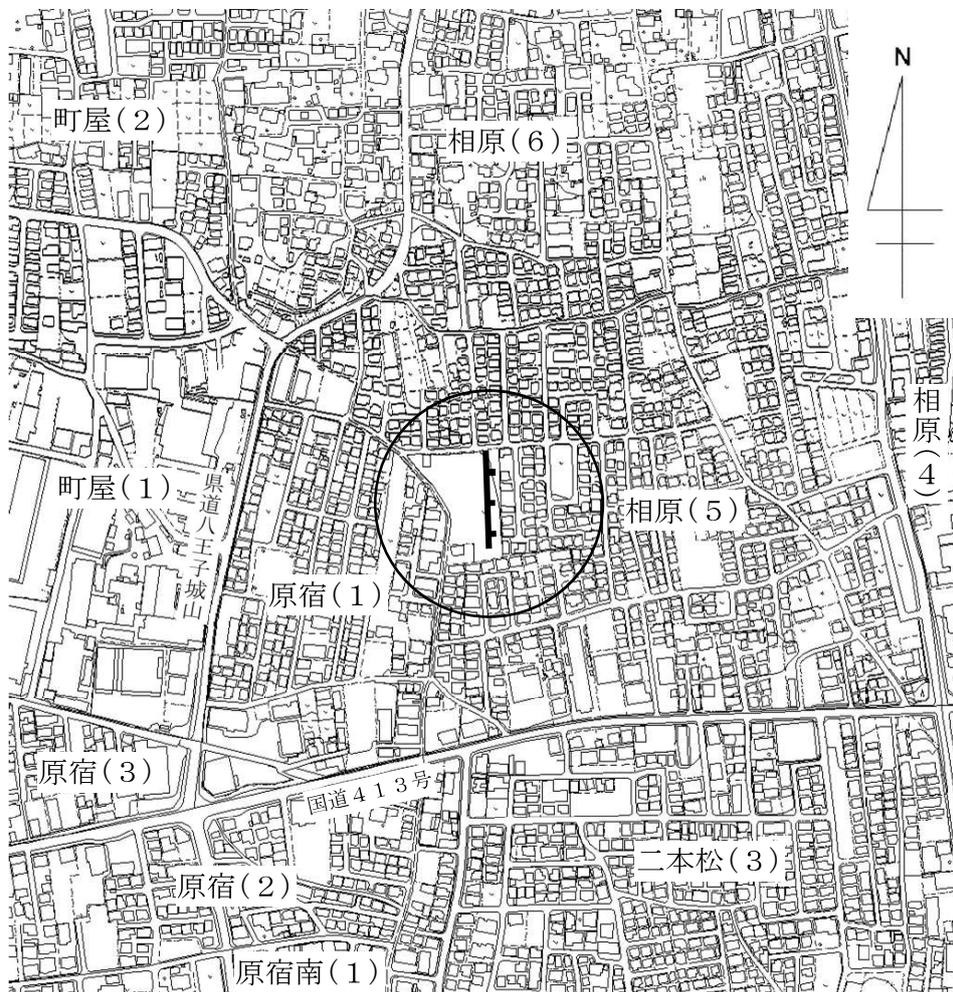
上鶴間本町 46号	南区上鶴間本町9丁目 981番41地先	南区上鶴間本町9丁目 981番28地先	4.5 ~5.0	42	別図12
相模台 112号	南区相模台3丁目 1361番8地先	南区相模台3丁目 1358番12地先	4.5 ~5.0	50	別図13
相生 37号	中央区相生2丁目 1944番6地先	中央区相生2丁目 1944番5地先	4.0	40	別図14
相生 38号	中央区相生2丁目 1944番18地先	中央区相生2丁目 1944番11地先	4.0	44	
共和 58号	中央区共和4丁目 1892番25地先	中央区共和4丁目 1892番26地先	4.0	37	別図15
田名 1210号	中央区田名 5696番3地先	中央区田名 5694番5地先	4.0 ~4.5	94	別図16

#### 提案の理由

開発行為による帰属及び寄附受納に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

# 別 図 1

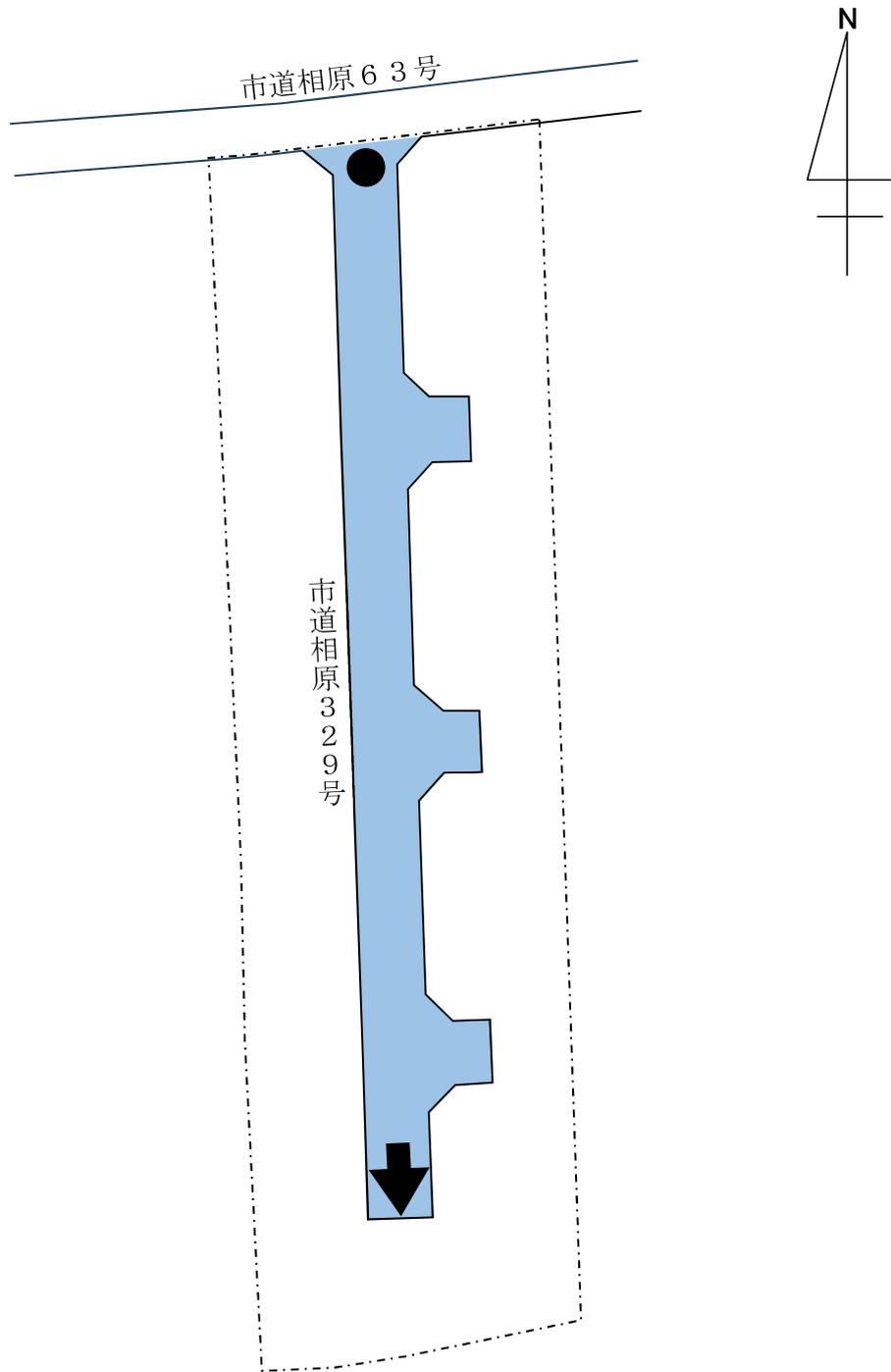
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	相原 329 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原 5 丁目 534 番 3 外 19 筆
開発行為の面積	2,378.04 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 15 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線

幅員 5.0m

延長 99m

# 別 図 2

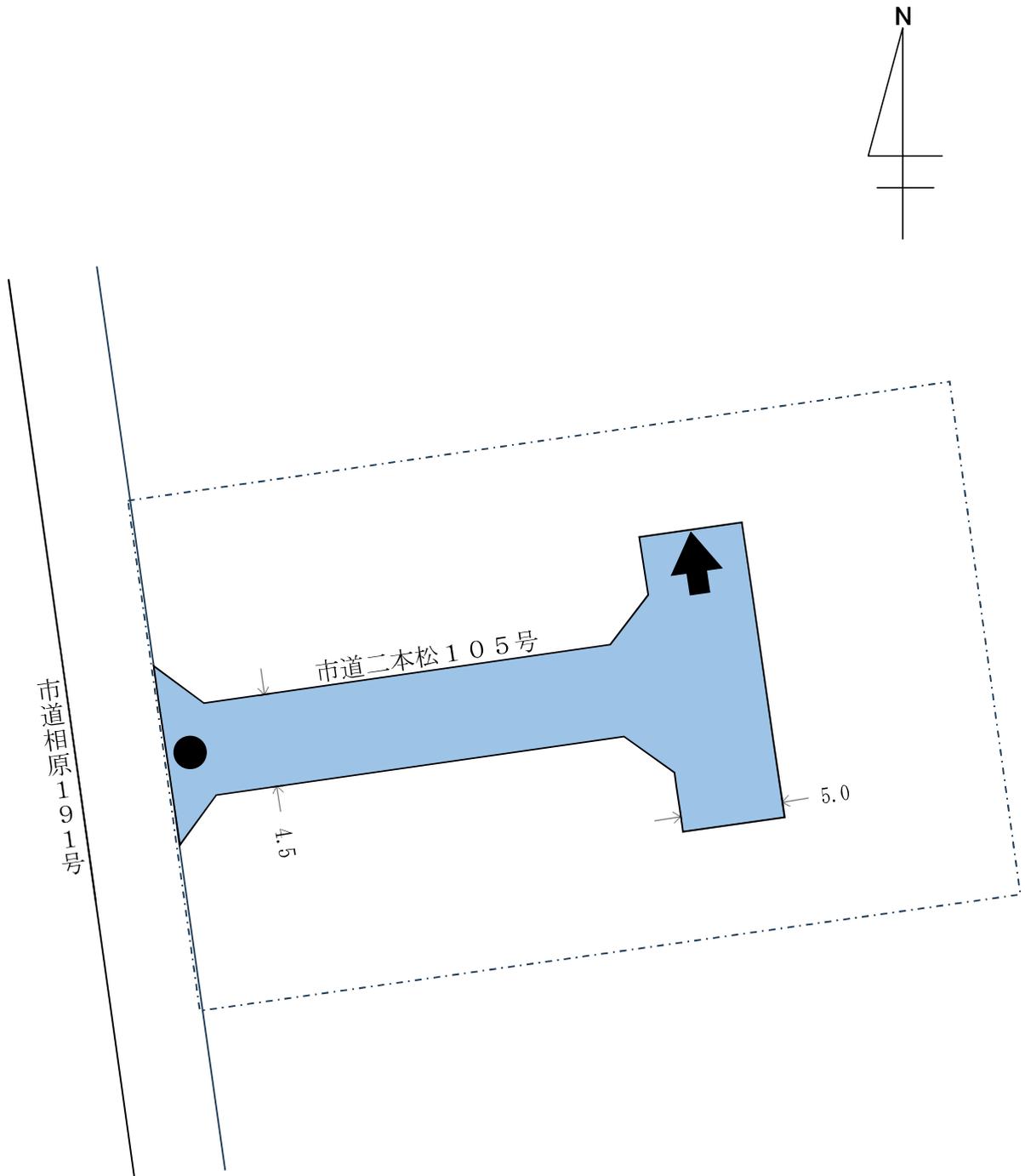
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	二本松 105 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区二本松 1 丁目 1210 番 234 外 8 筆
開発行為の面積	994.93 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 7 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



#### 凡 例

----- 開発区域

● → 認定路線

幅員 4.5～5.0m

延長 39m

# 別 図 3

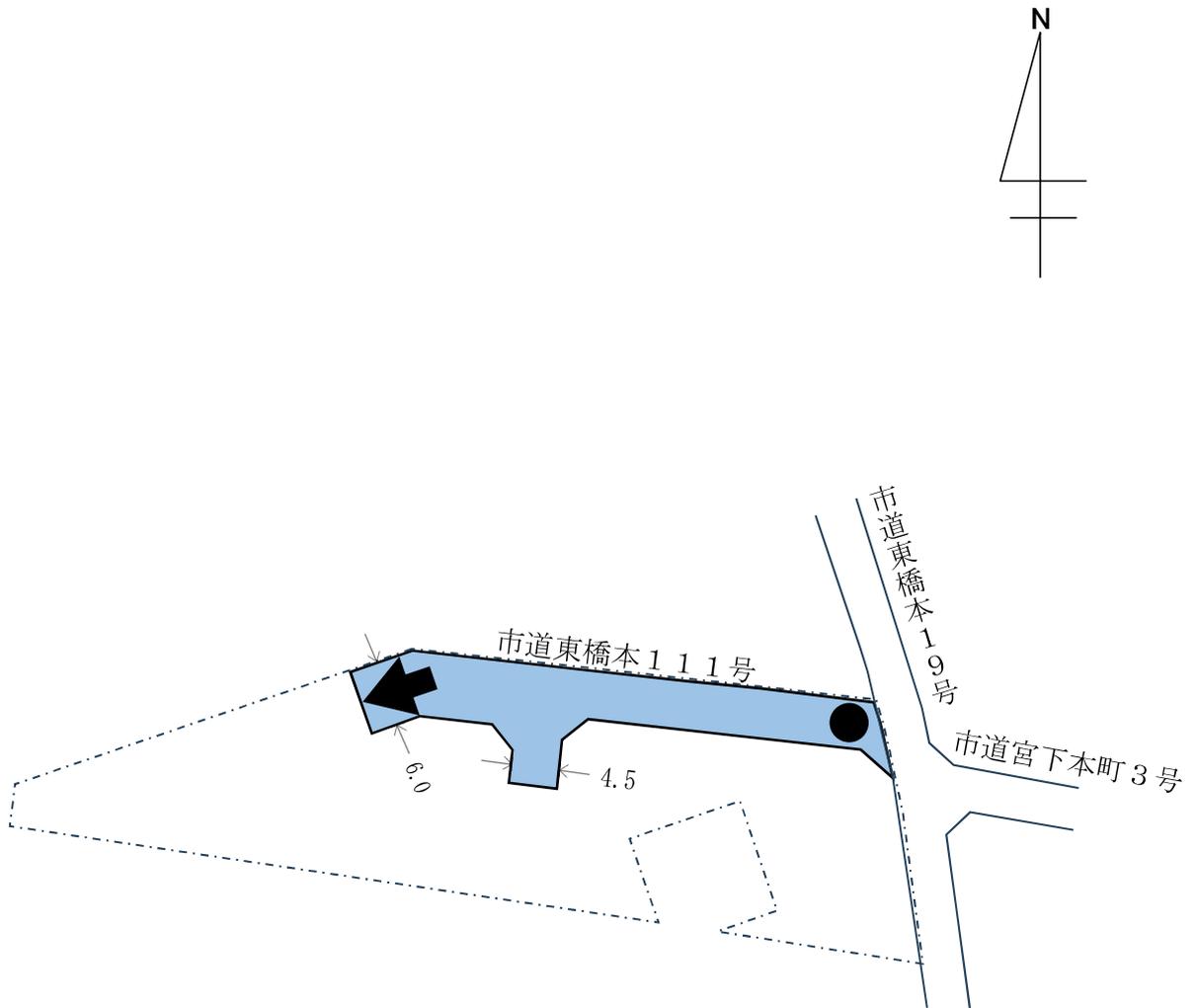
## 1 案内図



## 2 道路の概要

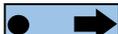
路線名	東橋本 111 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区東橋本 4 丁目 1248 番 1 外 25 筆
開発行為の面積	1,373.02 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 8 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



#### 凡 例

 開発区域

 認定路線

幅員 4.5~6.0m

延長 54m

# 別 図 4

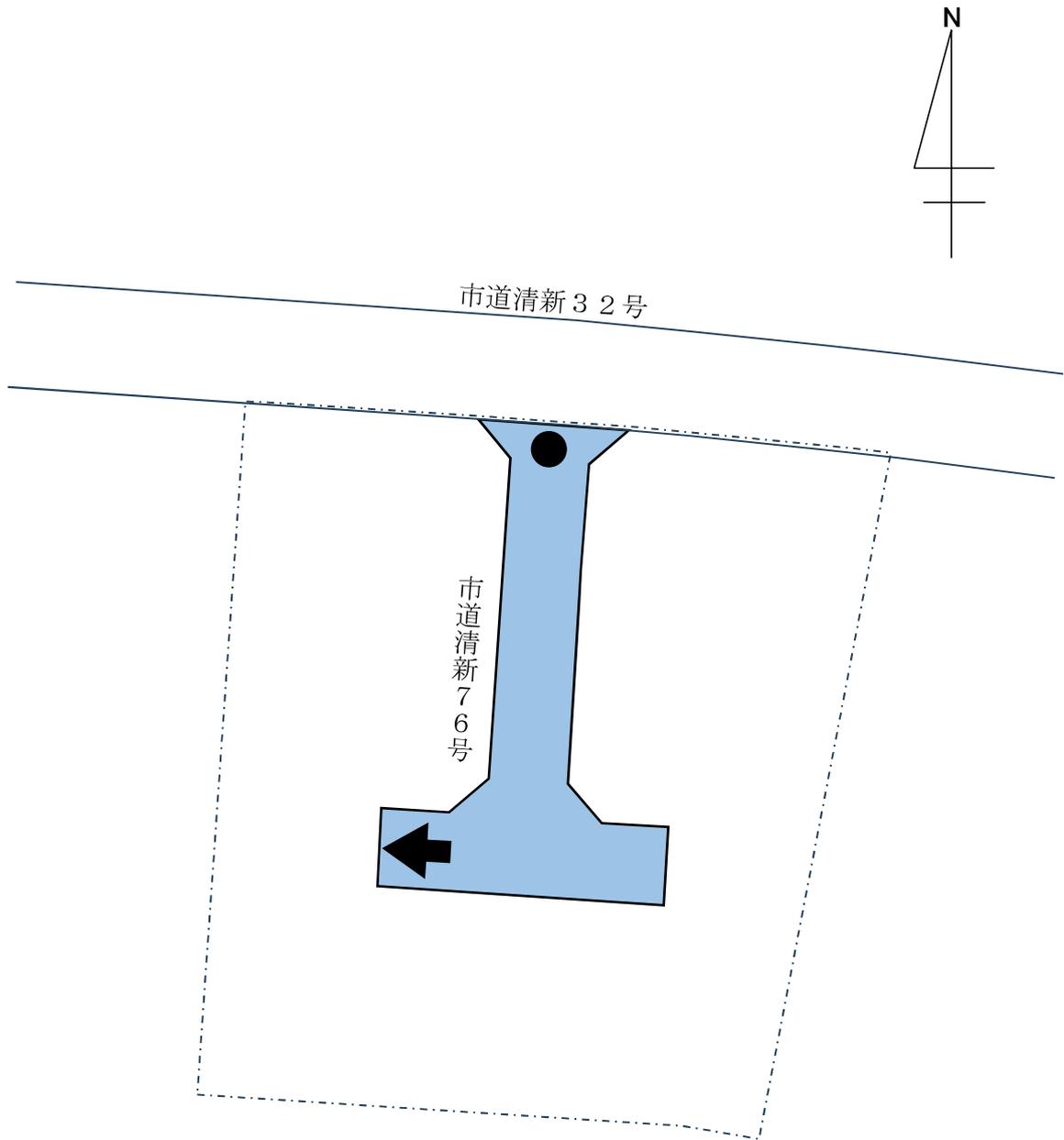
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	清新 76 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区清新 6 丁目 93 番 48 外 11 筆
開発行為の面積	1,377.14 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 10 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図

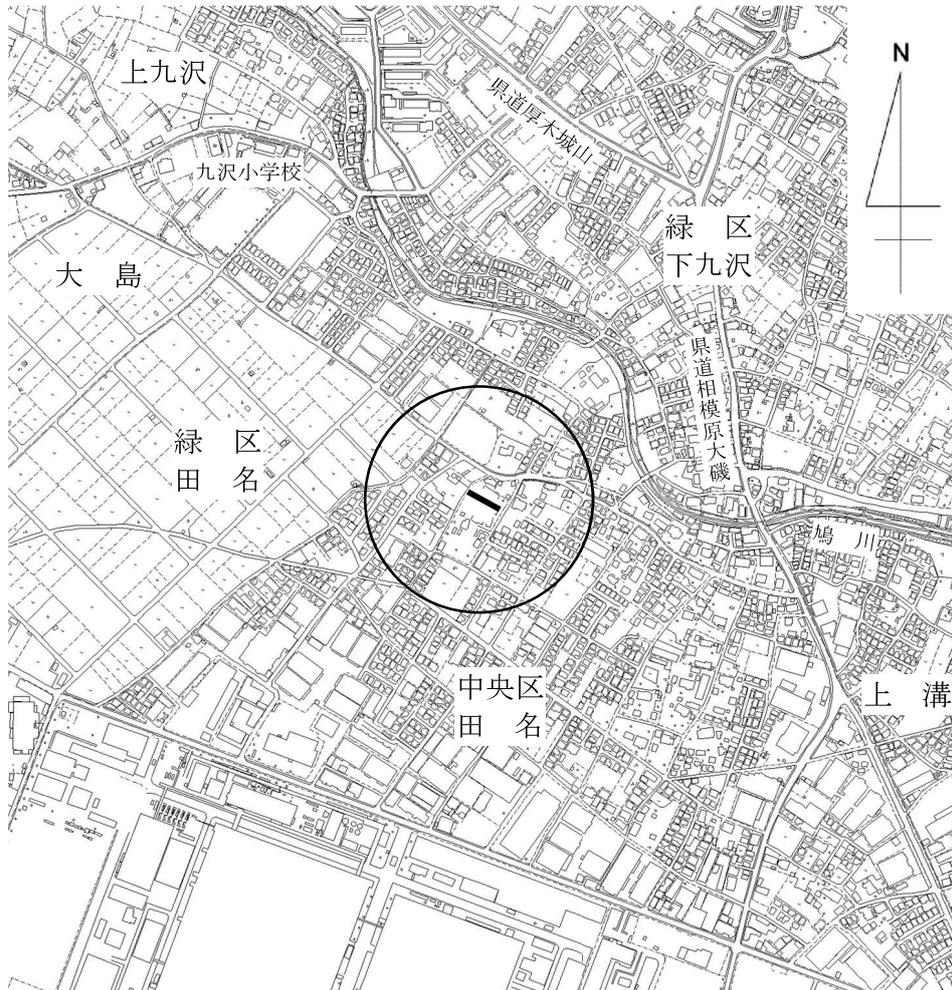


#### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 39m

# 別 図 5

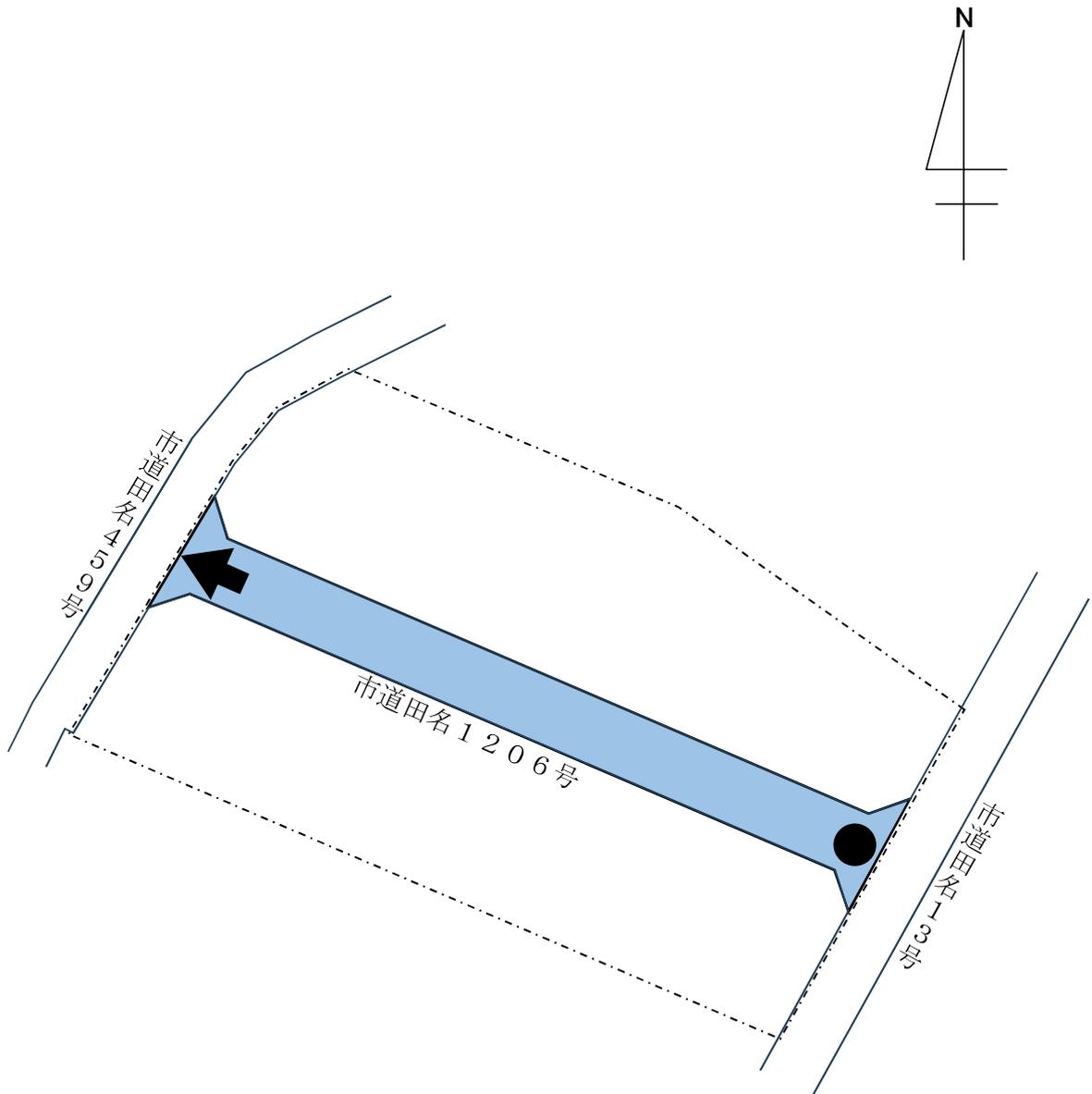
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	田名 1206 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 2715 番 1 外 11 筆
開発行為の面積	1,515.63 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 10 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

### 3 路線図



#### 凡 例

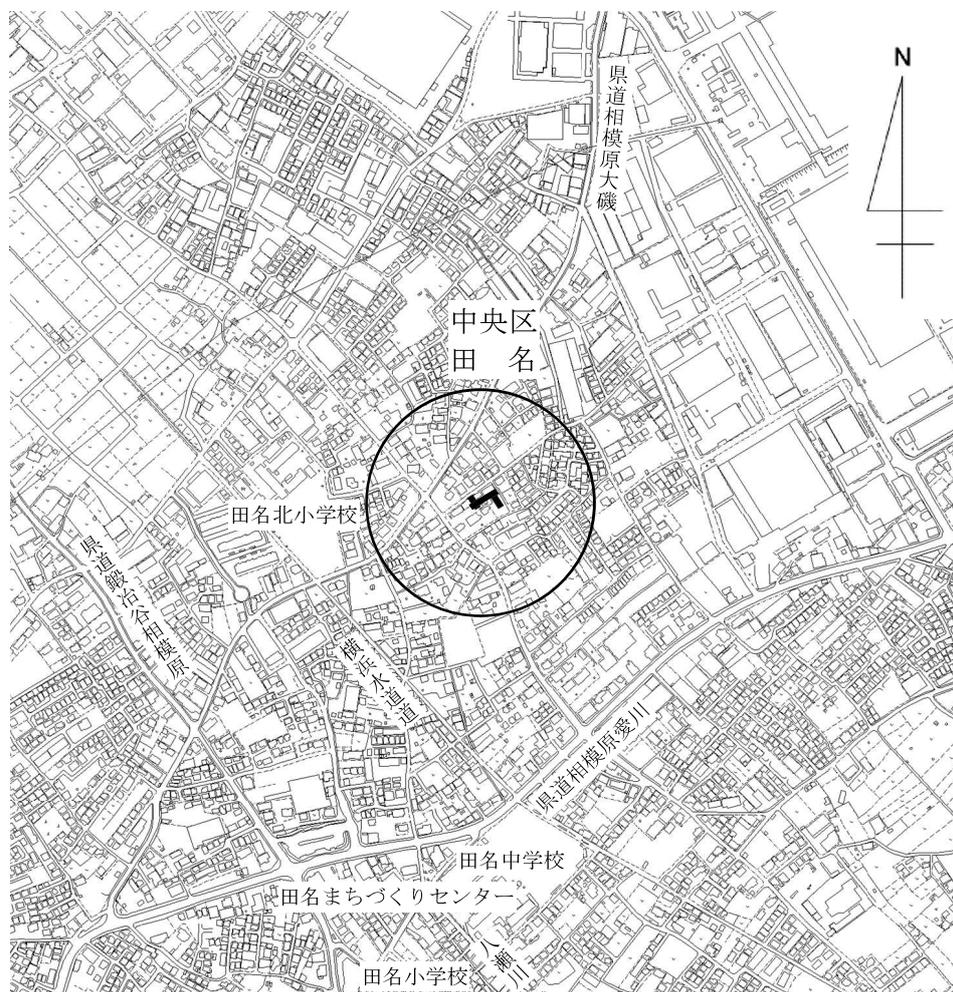
-  開発区域
-  認定路線

幅員 4.5m

延長 52m

# 別 図 6

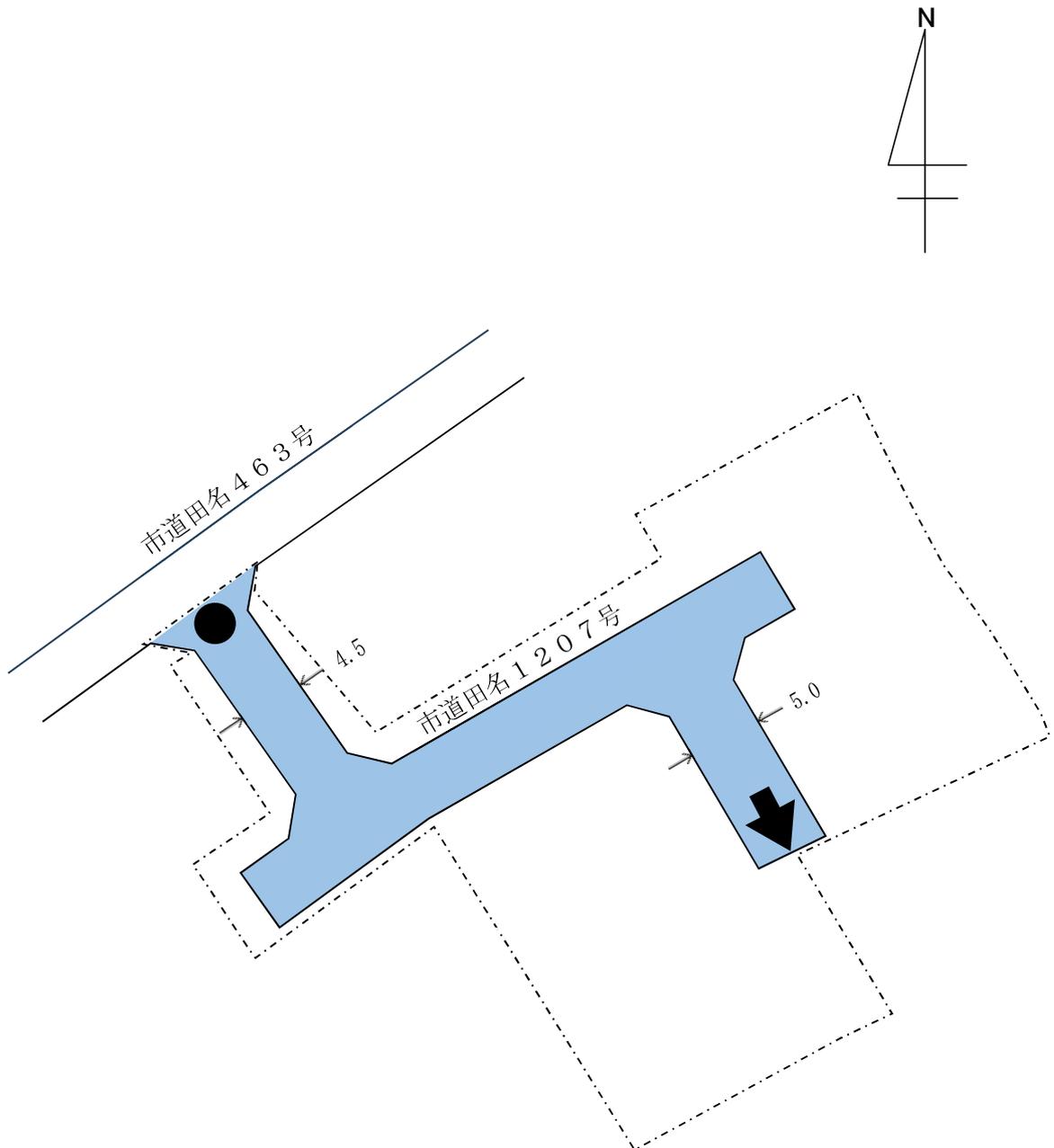
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	田名 1207 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 4530 番 1 外 11 筆
開発行為の面積	1,369.39 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 7 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



#### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5~5.0m
- 延長 71m

# 別 図 7

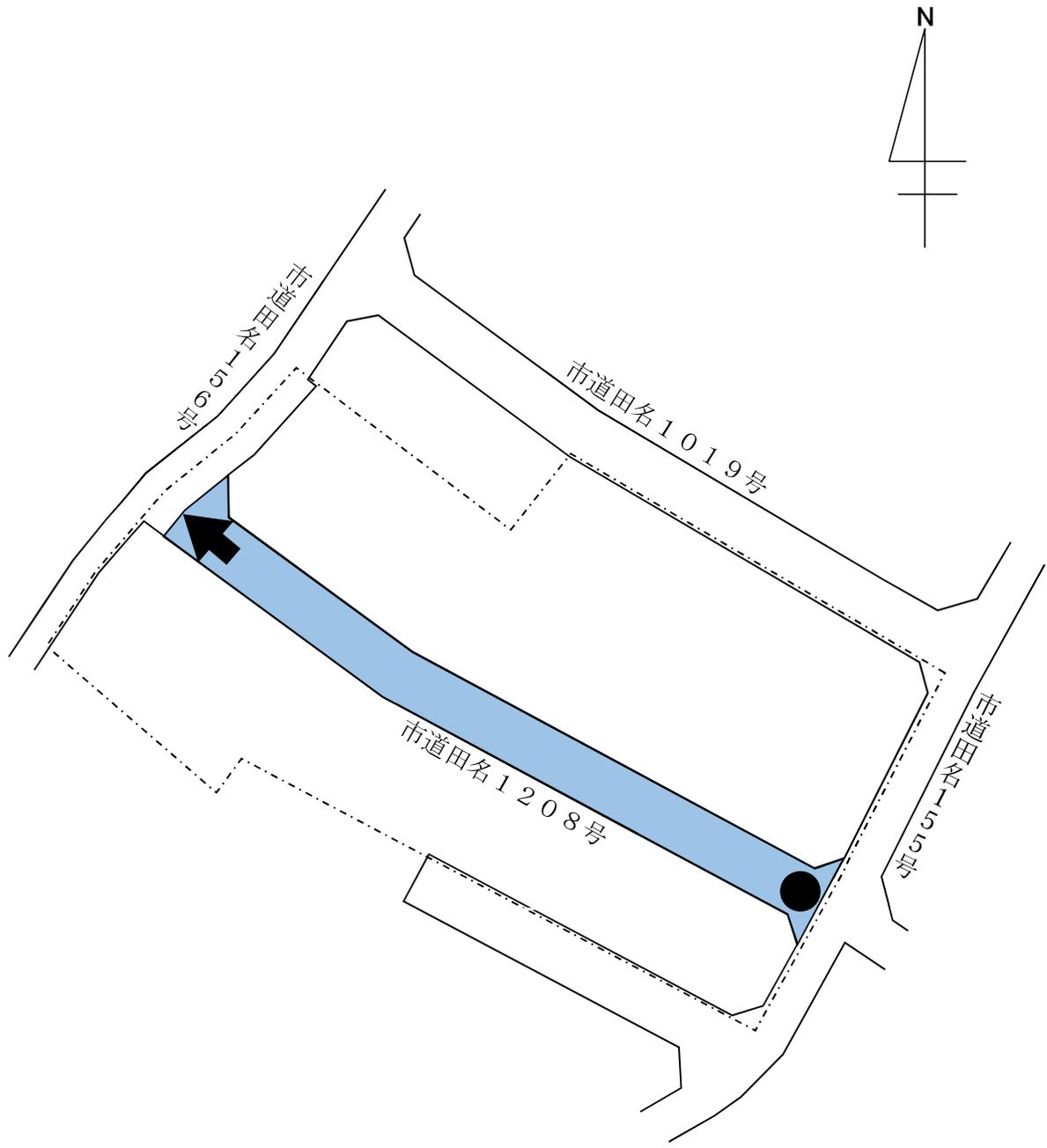
## 1 案内図



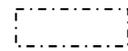
## 2 道路の概要

路線名	田名 1208 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 4949 番 1 外 21 筆
開発行為の面積	2,692.66 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 19 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

### 3 路線図



#### 凡 例

 開発区域

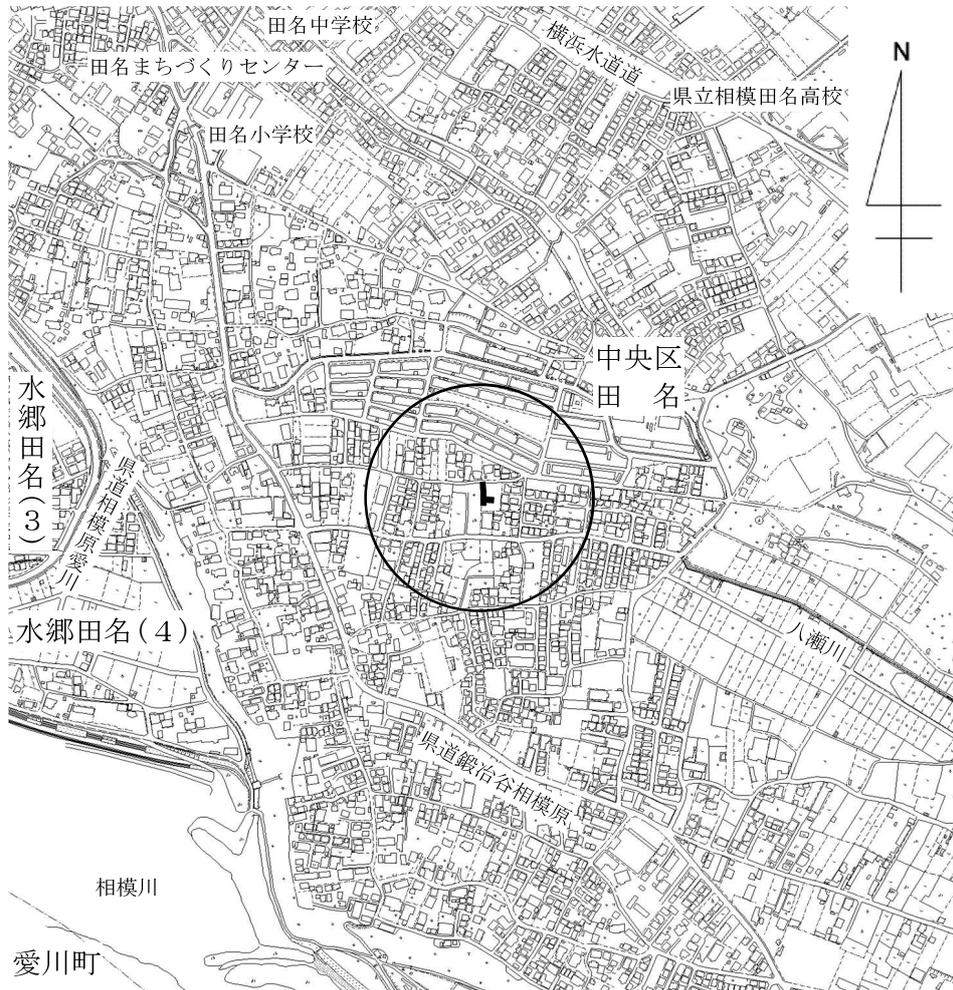
 認定路線

幅員 5.0m

延長 70m

# 別 図 8

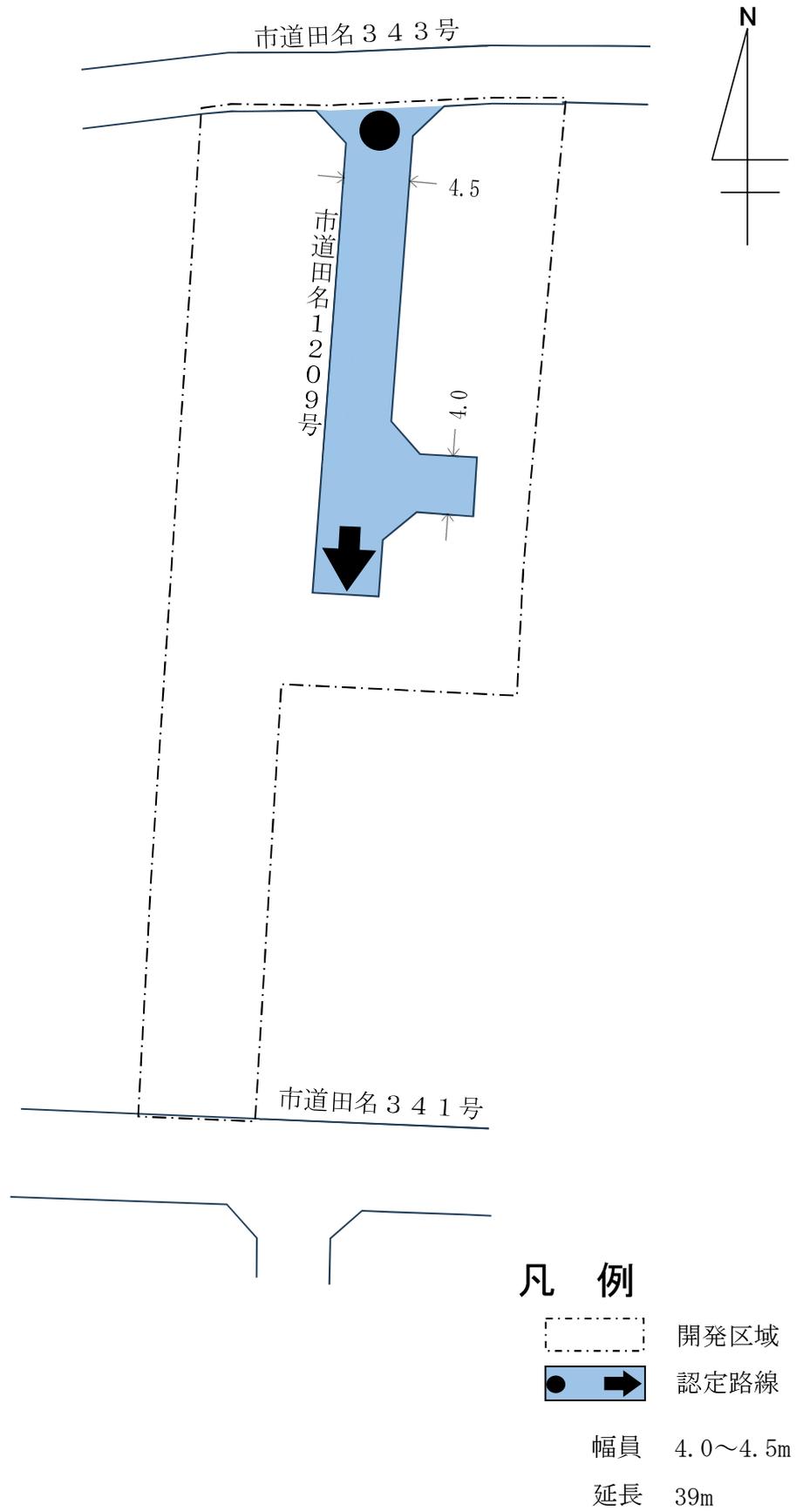
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	田名 1209 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 6113 番 1 外 15 筆
開発行為の面積	1,200.94 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 8 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



# 別 図 9

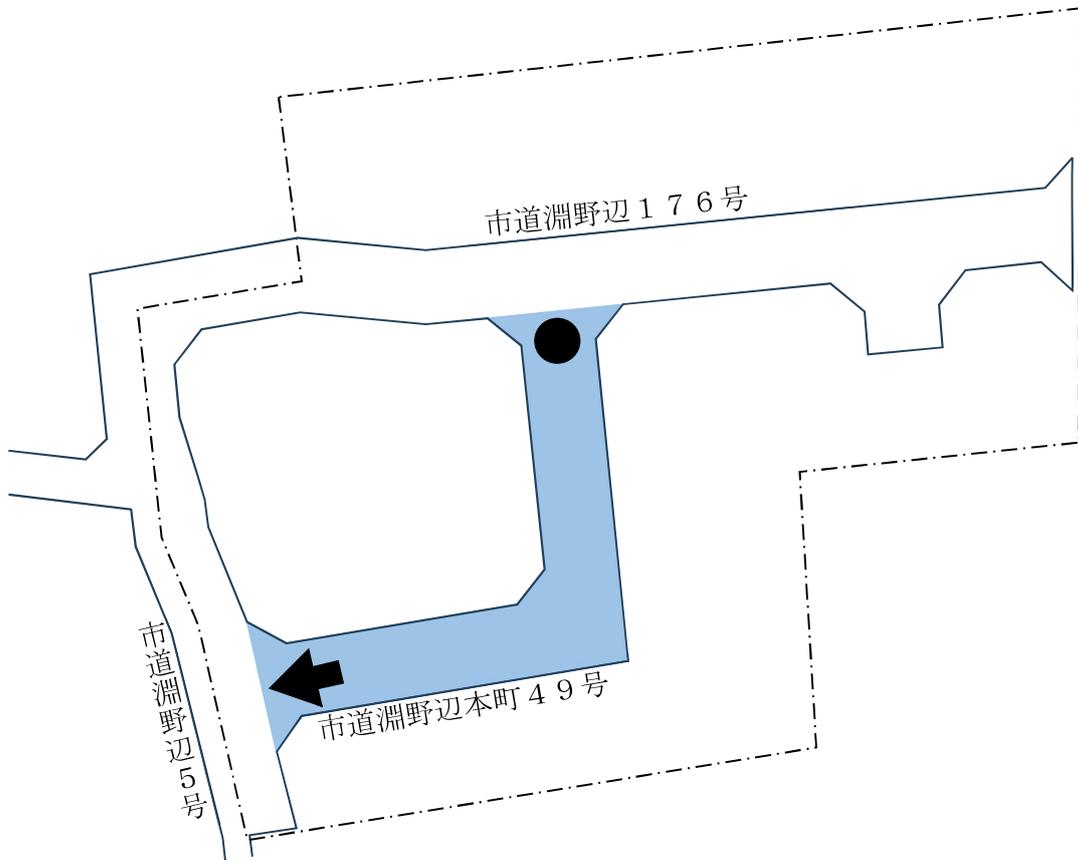
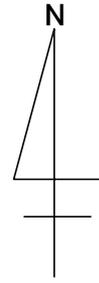
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	淵野辺本町 49 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺本町 1 丁目 73 番 1 外 38 筆
開発行為の面積	2,522.33 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 15 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

### 3 路線図



#### 凡 例

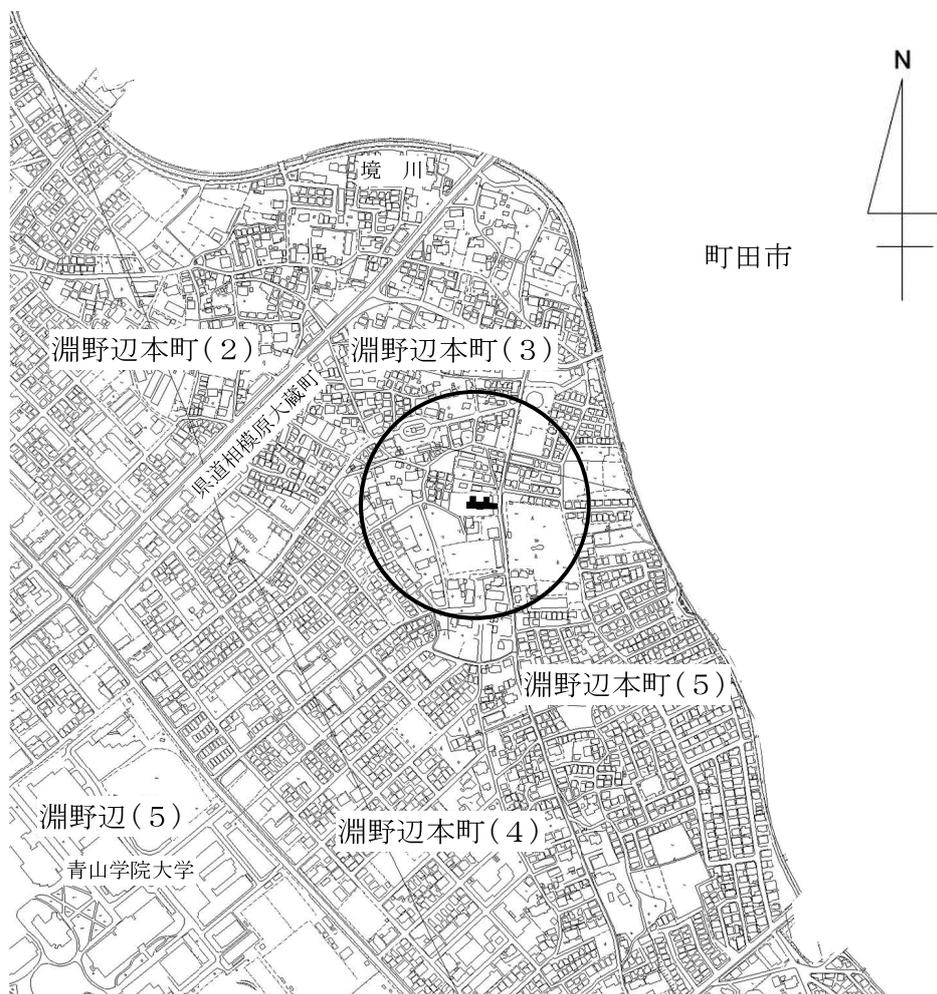
-  開発区域
-  認定路線

幅員 5.0m

延長 44m

# 別 図 10

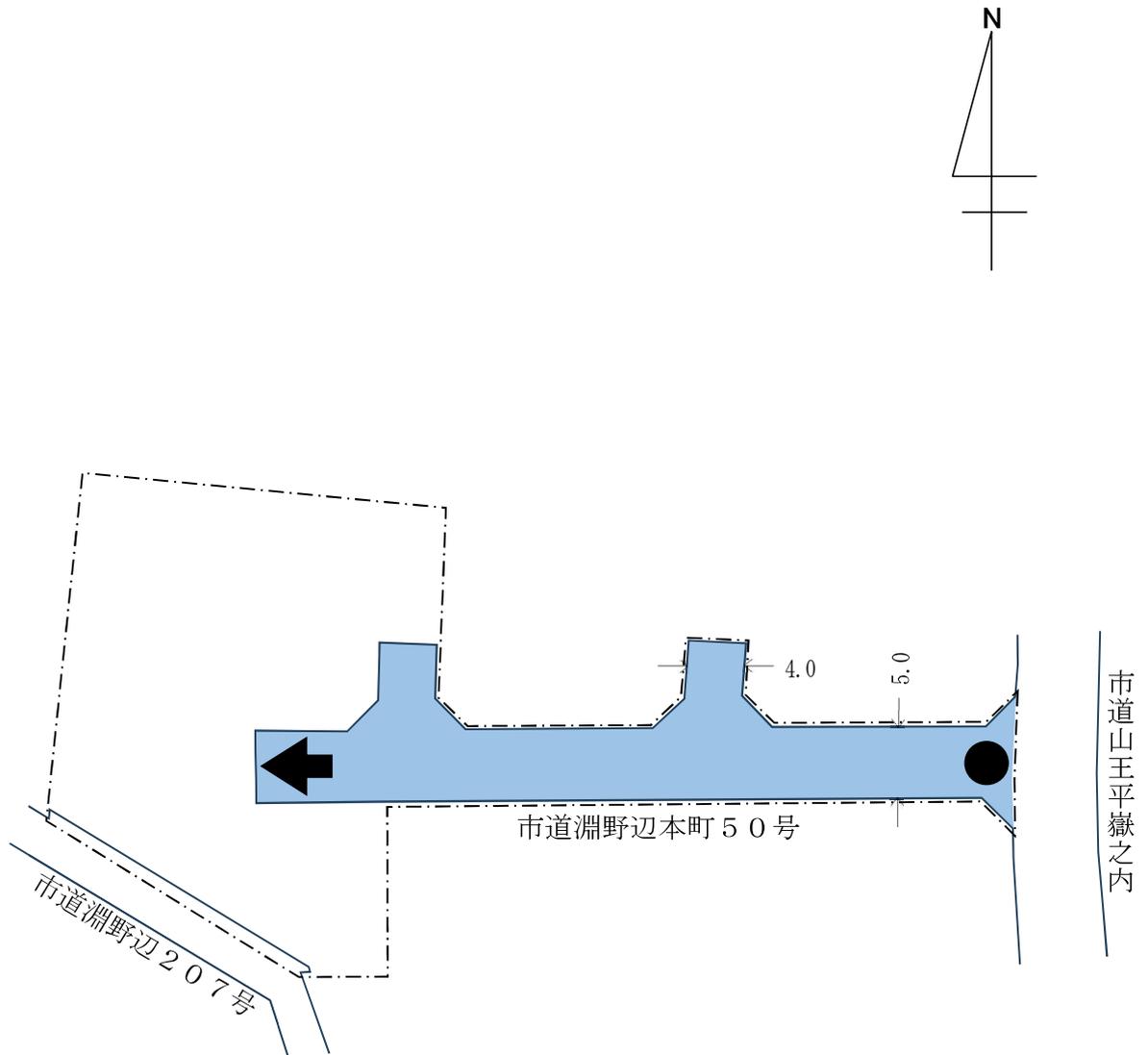
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	淵野辺本町 50 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺本町 3 丁目 582 番 4 外 11 筆
開発行為の面積	973.16 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 4 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡 例

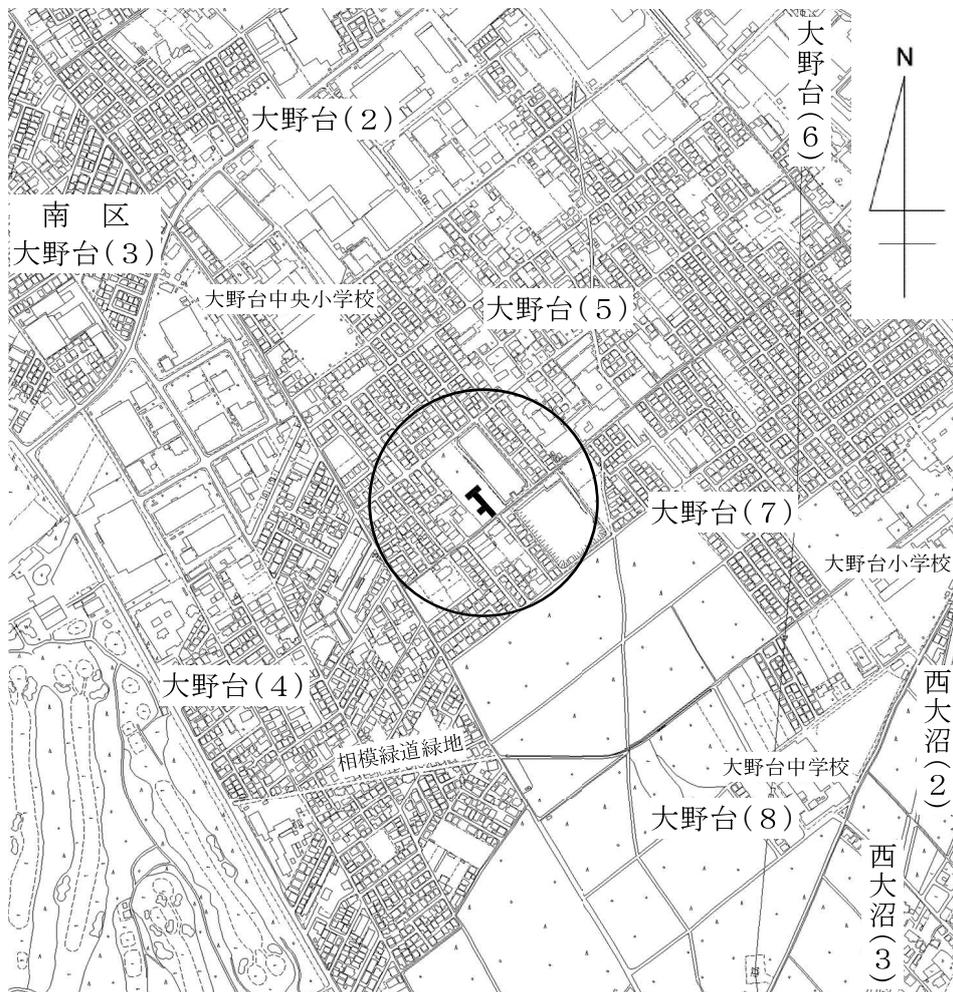
-  開発区域
-  認定路線

幅員 4.0～5.0m

延長 64m

# 別 図 1 1

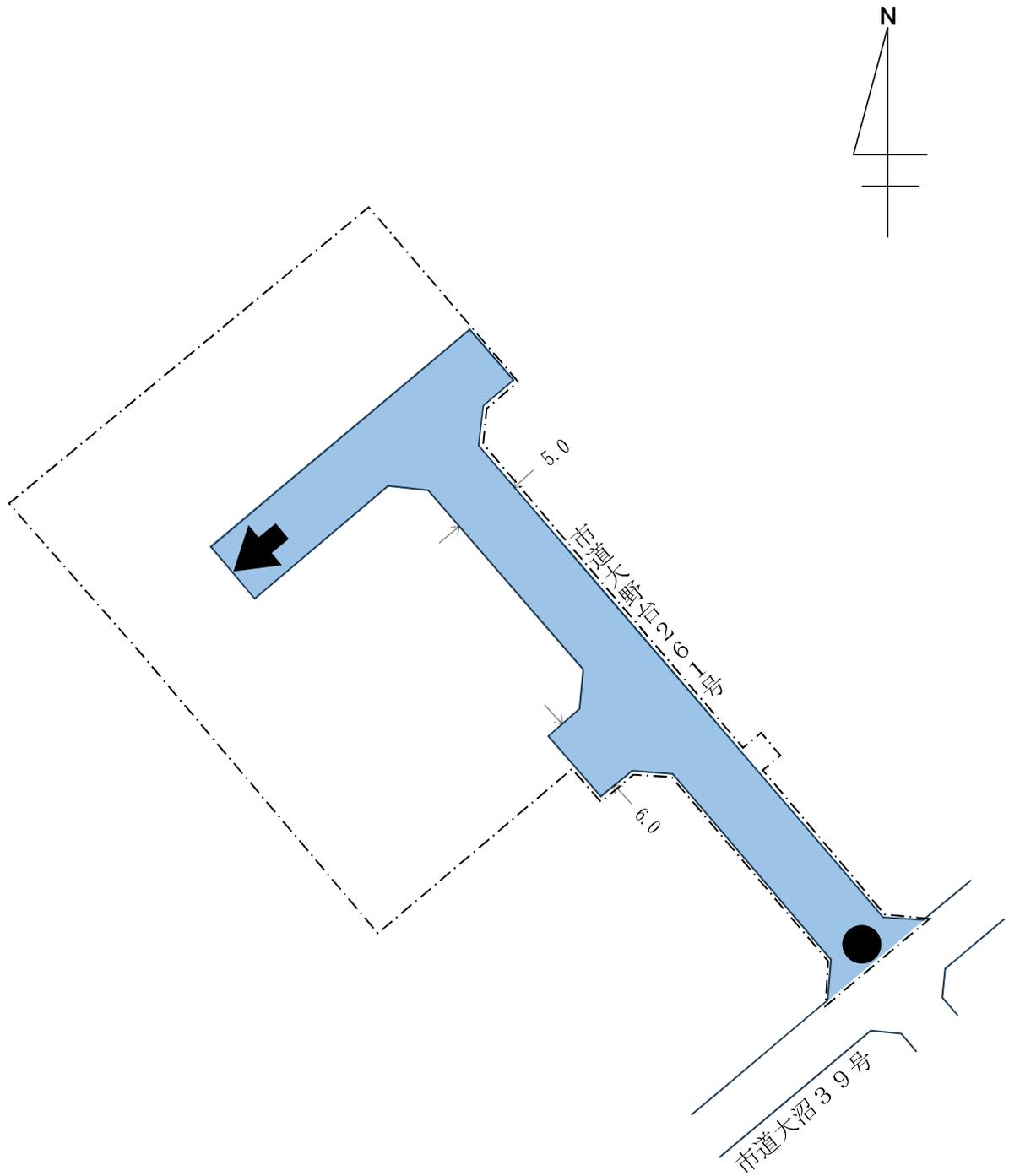
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	大野台 261 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区大野台 5 丁目 2531 番 1 外 10 筆
開発行為の面積	1,464.41 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 9 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



#### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0~6.0m
- 延長 80m

# 別 図 1 2

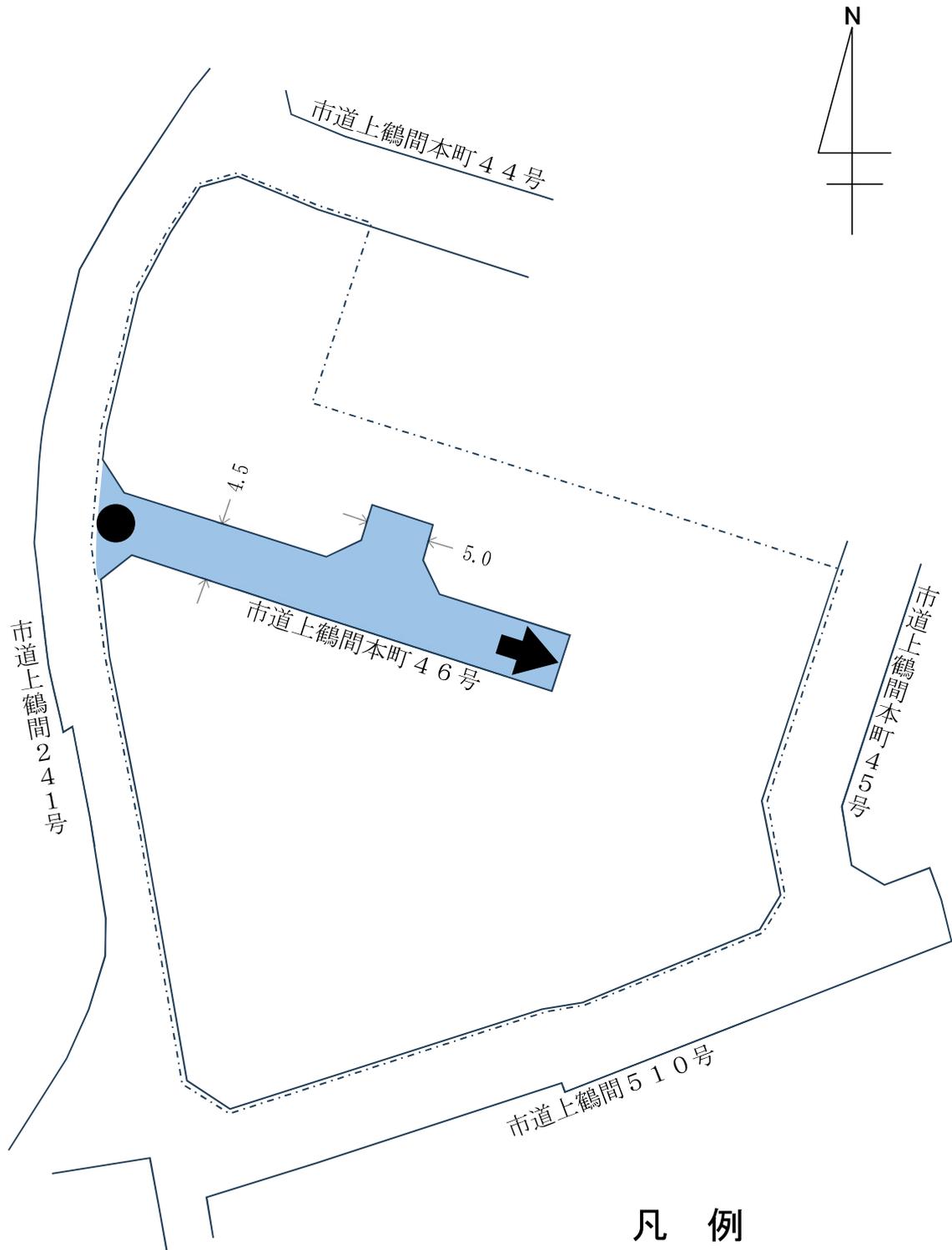
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	上鶴間本町 46 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町 9 丁目 981 番 3 外 6 筆
開発行為の面積	2,467.88 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 20 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



#### 凡 例

- 開発区域
- 認定路線

幅員 4.5~5.0m

延長 42m

# 別 図 1 3

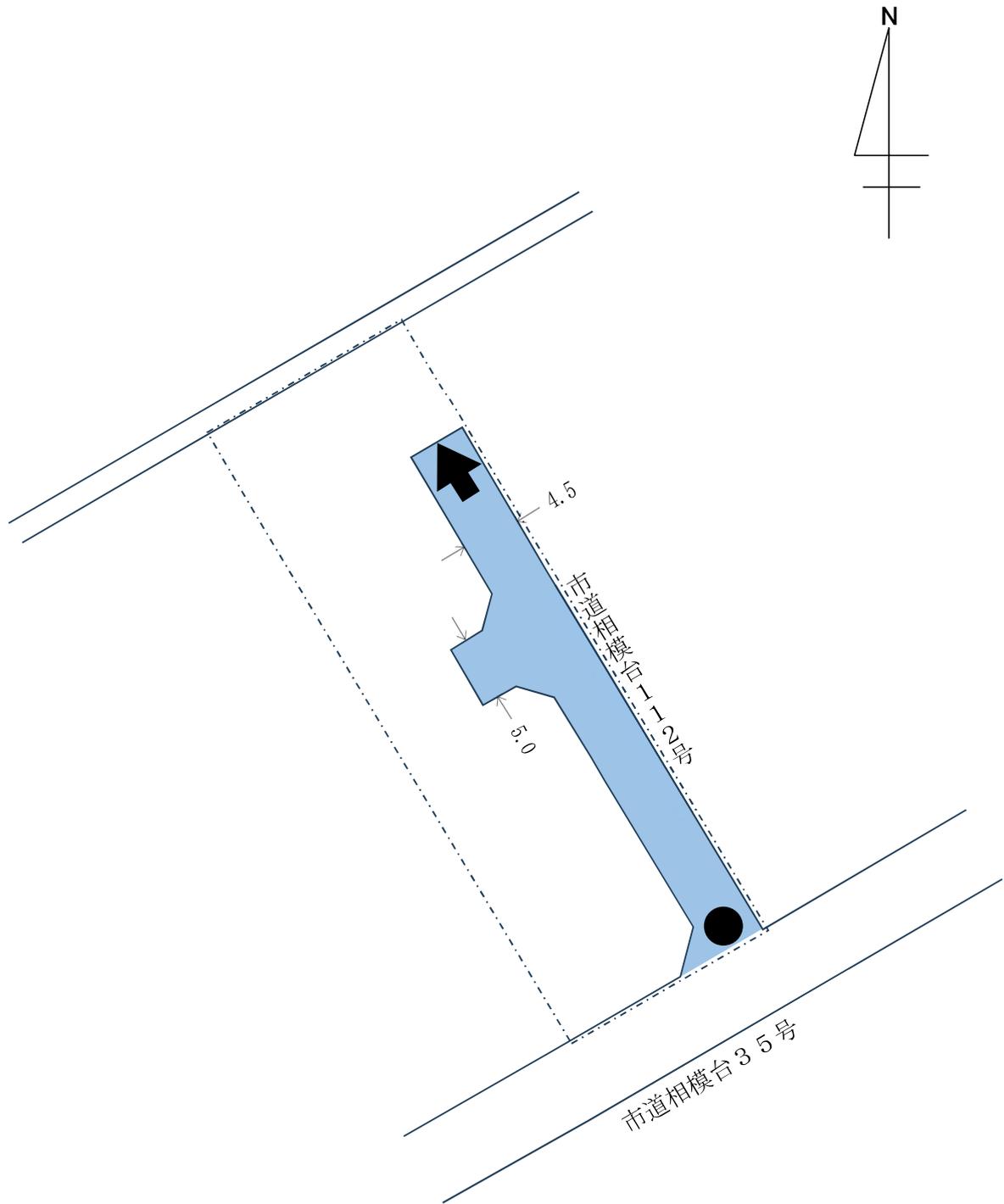
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	相模台 112 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模台 3 丁目 1361 番 1 外 20 筆
開発行為の面積	926.60 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅 6 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



#### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線

幅員 4.5~5.0m

延長 50m

# 別 図 1 4

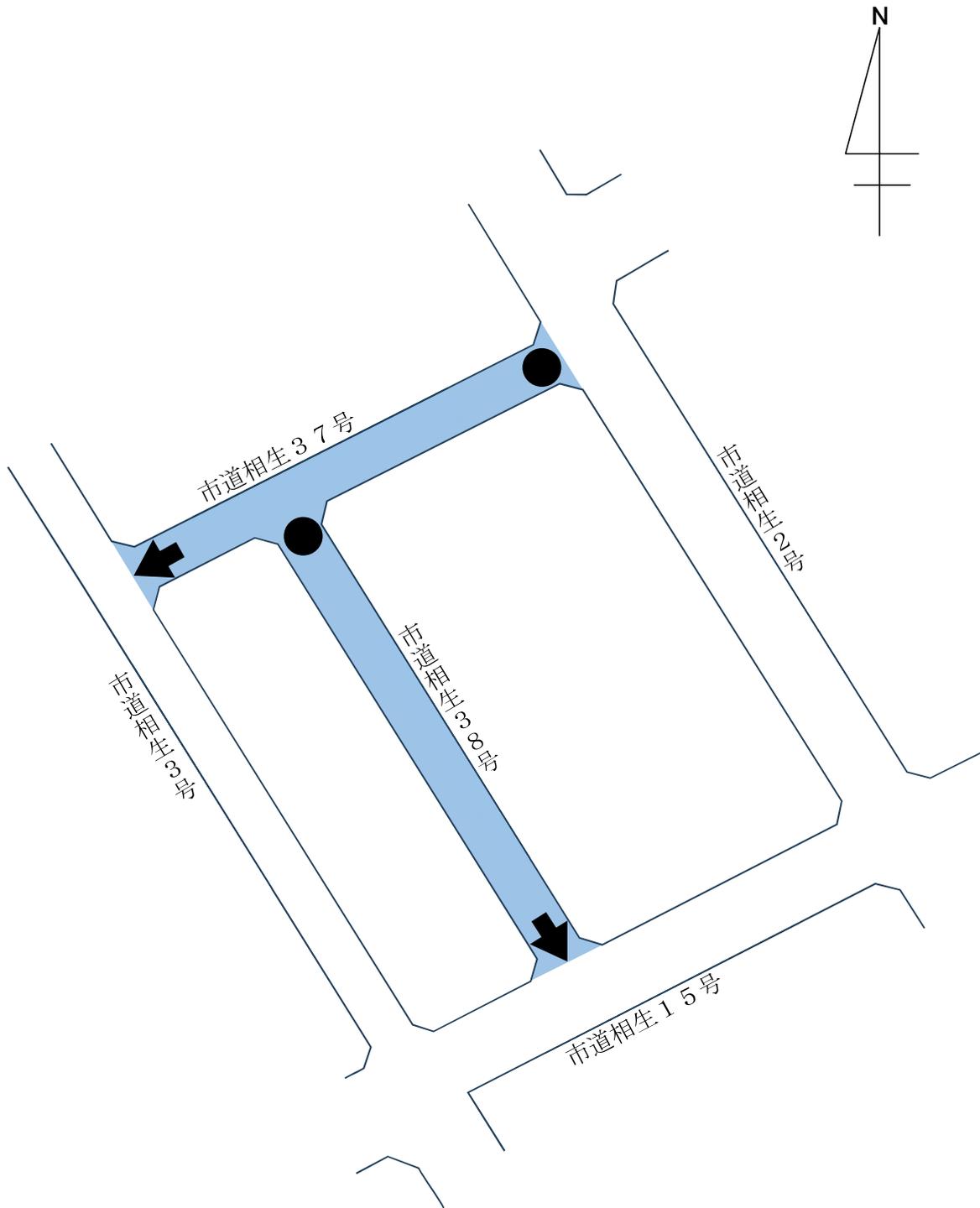
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	相生 37 号	相生 38 号
認定の理由	寄附受納	
寄附の申請地	中央区相生 2 丁目 1944 番 3 外 17 筆	
受納面積	348.76 m <sup>2</sup>	
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)	
路面の状況	砂利、側溝あり	
備考		

### 3 路線図



### 凡 例

 認定路線

市道相生 37 号

幅員 4.0m

延長 40m

市道相生 38 号

幅員 4.0m

延長 44m

# 別 図 15

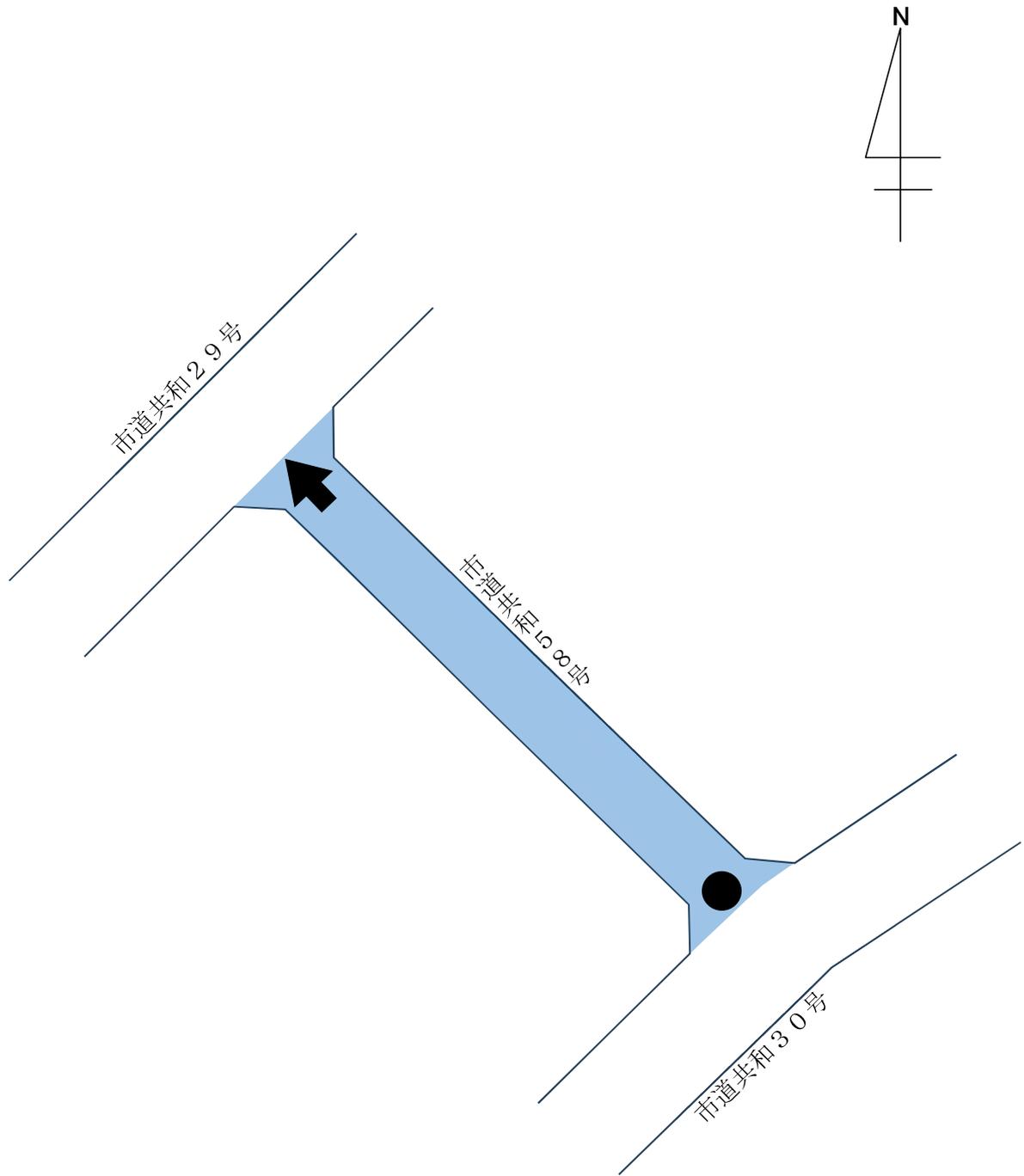
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	共和 58 号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区共和 4 丁目 1892 番 24
受納面積	144.00 m <sup>2</sup>
区域区分等	市街化区域 (第二種中高層住居専用地域)
路面の状況	砂利、側溝あり
備考	

### 3 路線図



#### 凡 例

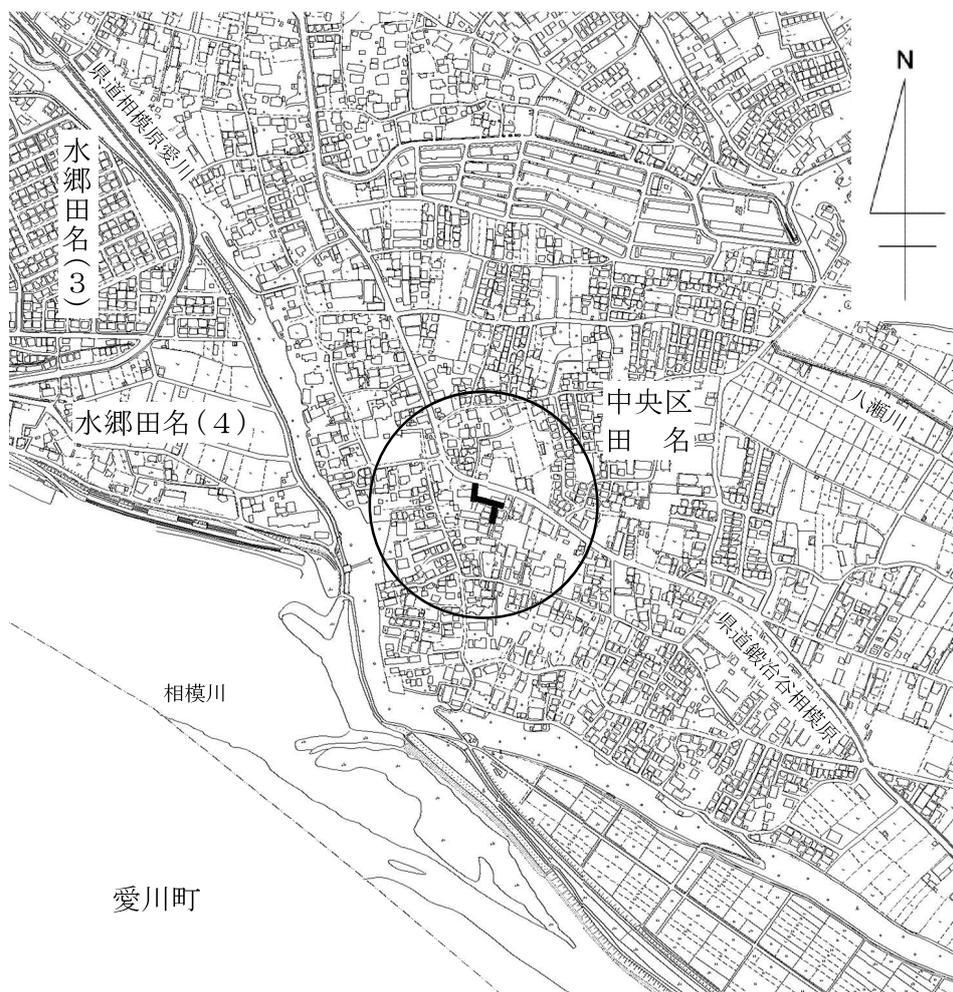
● → 認定路線

幅員 4.0m

延長 37m

# 別 図 1 6

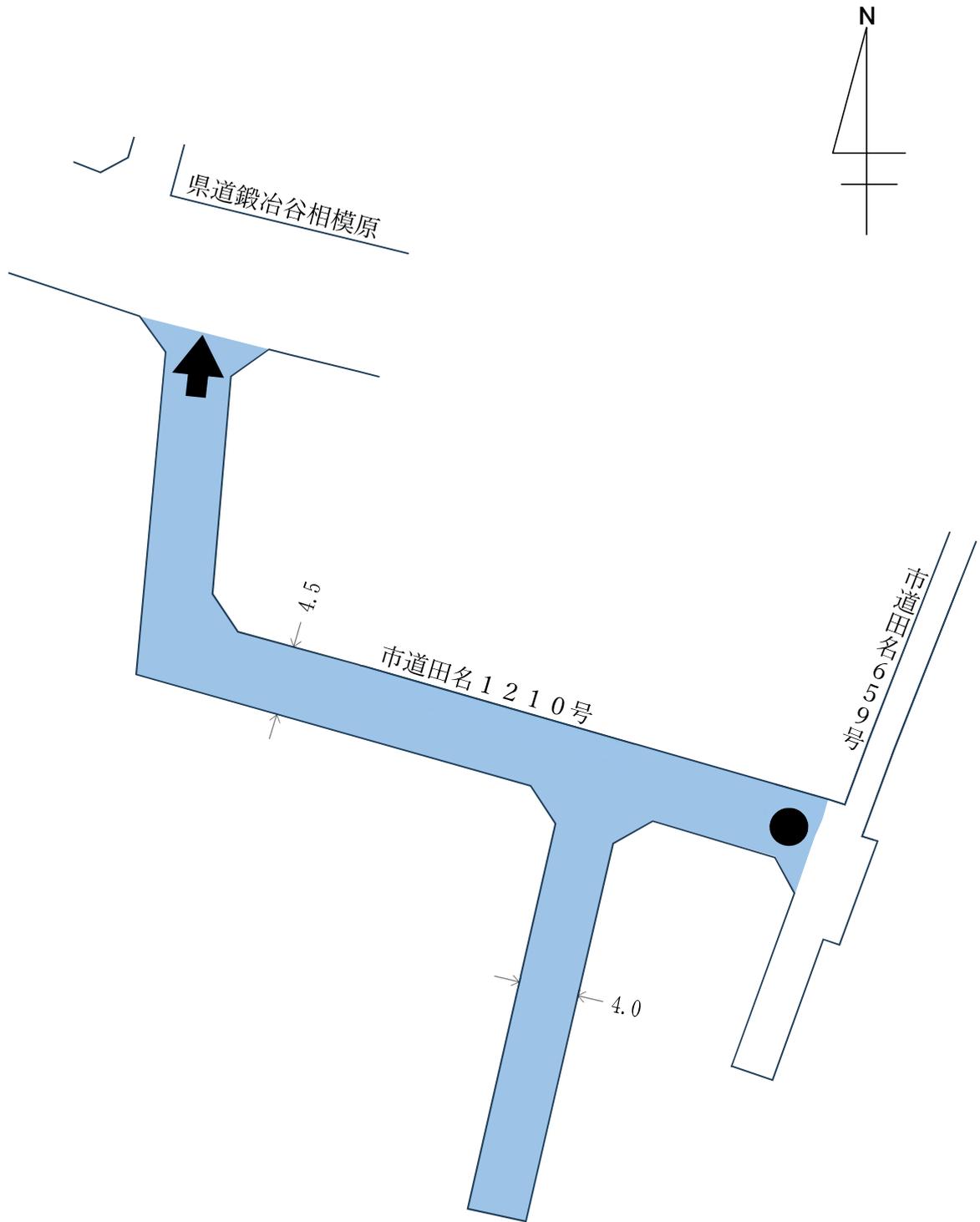
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	田名 1210 号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区田名 5694 番 8 外 4 筆
受納面積	364.69 m <sup>2</sup>
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

### 3 路線図



### 凡 例

● → 認定路線

幅員 4.0~4.5m

延長 94m

市道の廃止について  
次のとおり、市道の路線を廃止する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
城山和田 1号	緑区小倉 590番2地先	緑区小倉 677番1地先	1.8 ～4.6	256	別図1
城山和田 2号	緑区小倉 596番1地先	緑区小倉 597番1地先	4.5	67	
上鶴間 511号	南区上鶴間本町9丁目 981番13地先	南区上鶴間本町9丁目 981番40地内	1.8	13	別図2
上鶴間 587号	南区上鶴間本町4丁目 2115番地先	南区上鶴間本町4丁目 2115番地先	1.8	11	別図3

#### 提案の理由

鉄道との交差に伴う協議による付替、開発行為による付替及び売払いに伴い市道の路線を廃止いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により提案するものである。

# 別 図 1

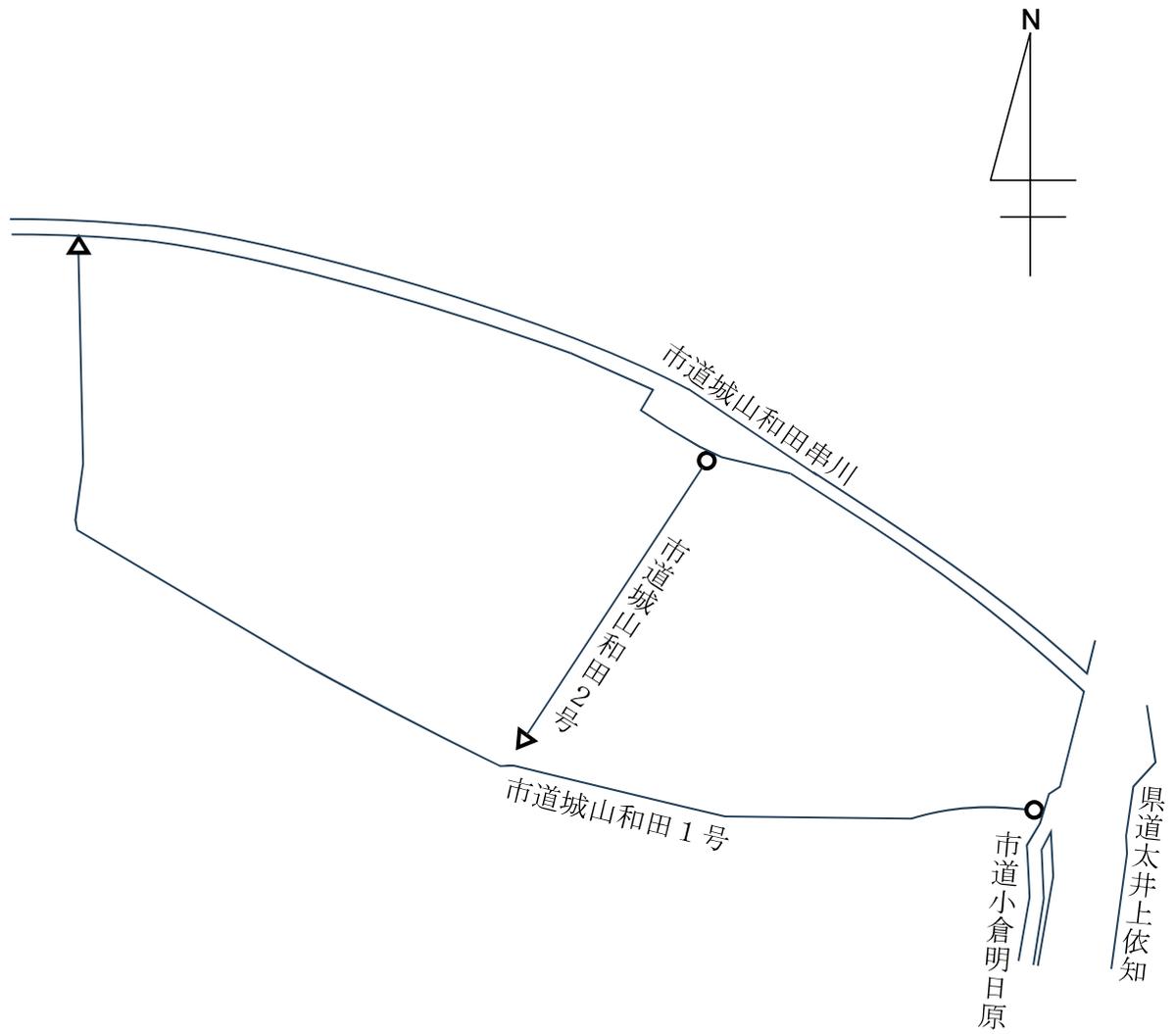
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	城山和田 1 号	城山和田 2 号
廃止の理由	鉄道との交差に伴う協議による付替	
路線の所在	緑区小倉 590 番 2 外地先	緑区小倉 596 番 1 外地先

### 3 路線図



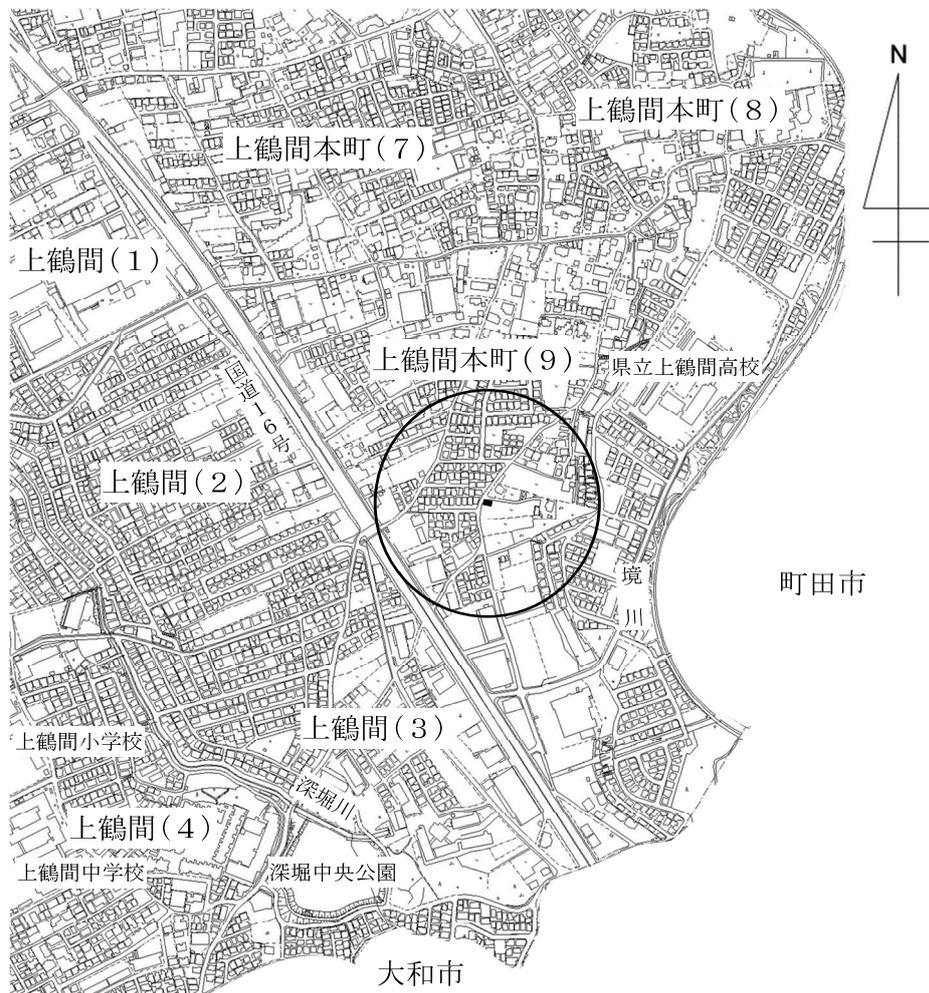
### 凡 例

○→ 廃止路線

市道城山和田1号	市道城山和田2号
幅員 1.8~4.6m	幅員 4.5m
延長 256m	延長 67m

# 別 図 2

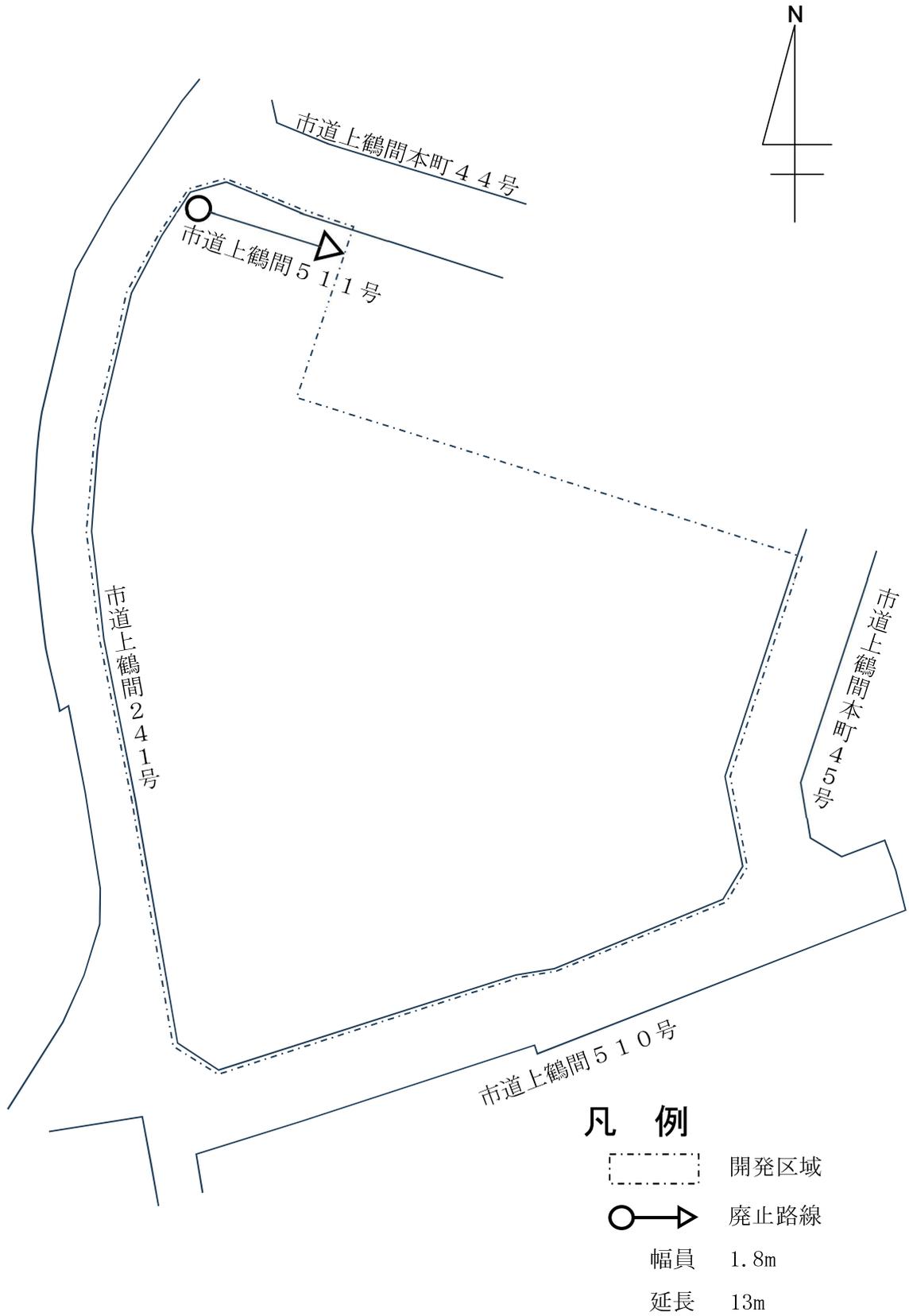
## 1 案内図



## 2 道路の概要

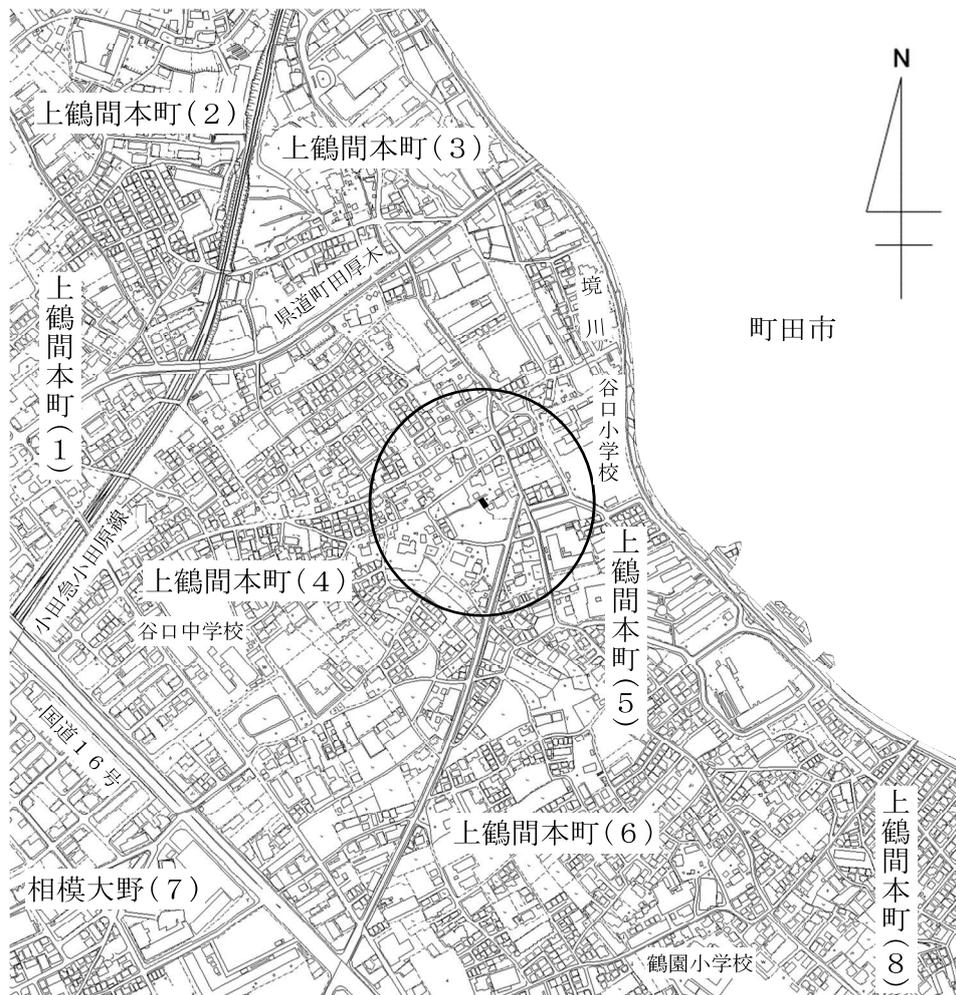
路線名	上鶴間 511 号
廃止の理由	開発行為による付替
路線の所在	南区上鶴間本町 9 丁目 981 番 13 外地先

### 3 路線図



# 別 図 3

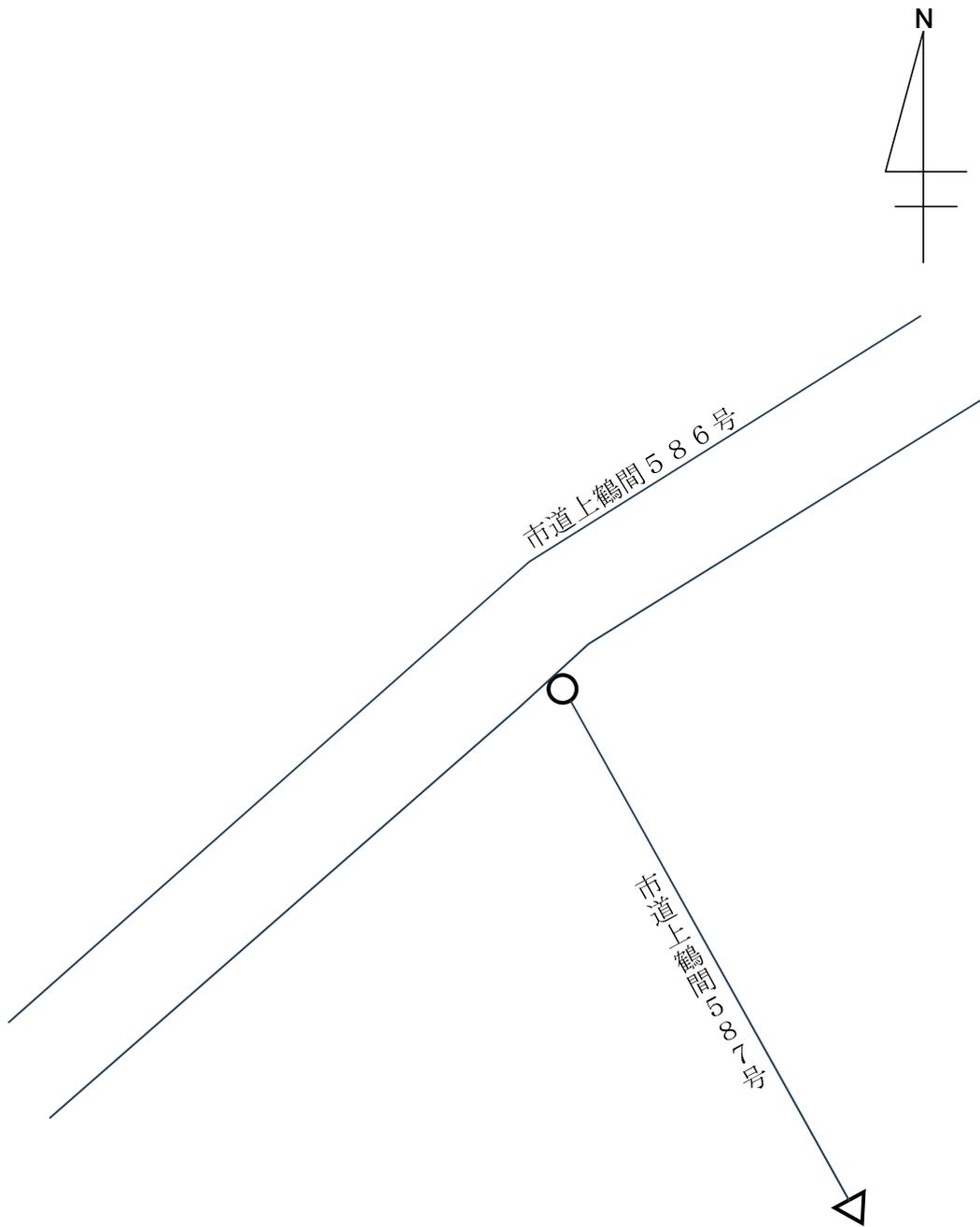
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	上鶴間 587号
廃止の理由	売払いに伴う廃止
路線の所在	南区上鶴間本町4丁目2115番地先

### 3 路線図



#### 凡 例

○→ 廃止路線

幅員 1.8m

延長 11m

都市公園を設置すべき区域の決定について  
次のとおり、都市公園を設置すべき区域を決定する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 都市公園を設置すべき区域

- (1) 1号公園 相模原市南区当麻2505番ほか
- (2) 2号公園 相模原市南区当麻2108番1ほか
- (3) 3号公園 相模原市南区当麻2413番ほか

2 面積

- (1) 1号公園 約1,400平方メートル
- (2) 2号公園 約3,200平方メートル
- (3) 3号公園 約1,700平方メートル

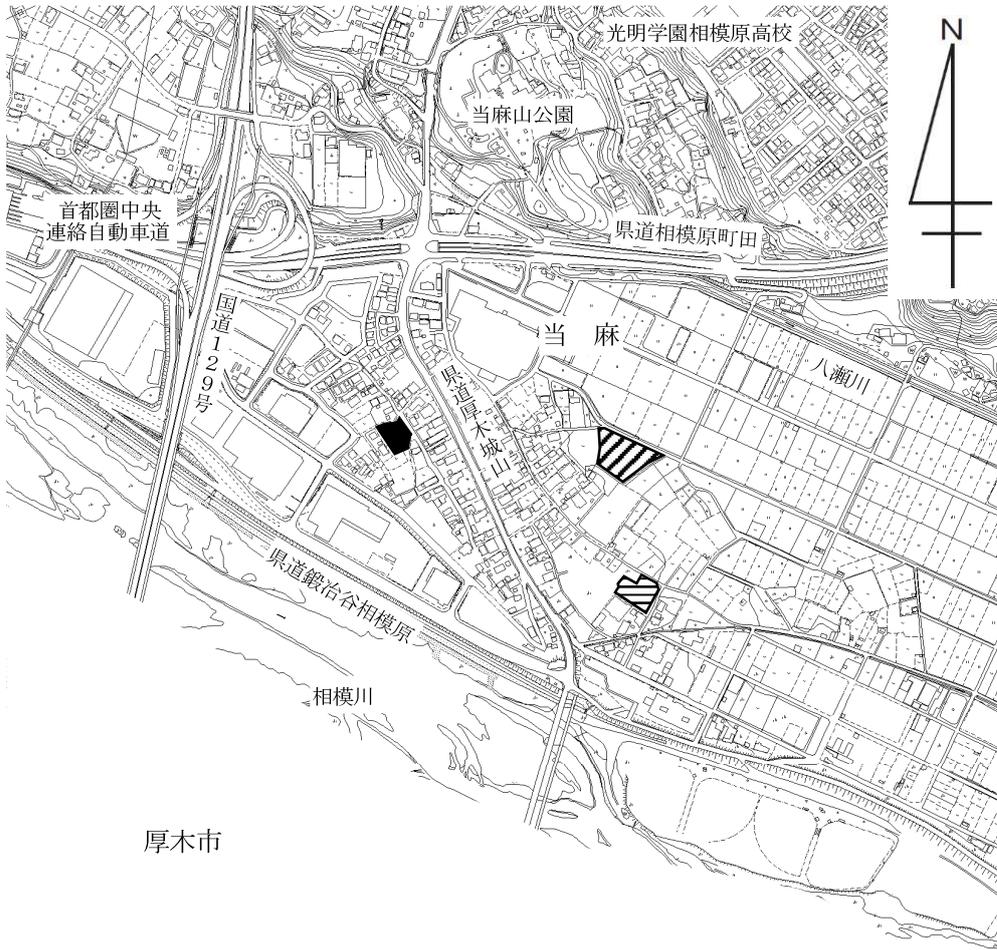
3 区域図

別図のとおり

提案の理由

当麻宿地区地区計画の区域の一部について、都市公園法(昭和31年法律第79号)第33条第1項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定いたしたく、同条第5項の規定により提案するものである。

# 別 図



厚木市

## 凡 例

-  都市公園を設置すべき区域(1号公園)
-  都市公園を設置すべき区域(2号公園)
-  都市公園を設置すべき区域(3号公園)